

三井ダイレクト損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

## 三井ダイレクト損害保険の現状

Mitsui Direct General Insurance Disclosure

# 2019

## はじめに

日頃は皆さまの温かいお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社の経営課題への取り組み、事業概況及び財務状況等を皆さんにご案内させていただきたく、ディスクロージャー誌「三井ダイレクト損害保険の現状 2019」を作成いたしました。本書が、当社へのご理解を深めていただく上で少しでもお役に立てば幸いに存じます。

今後とも皆さまの一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

**MS&AD 三井ダイレクト損保**

\*本誌は、保険業法第 111 条、当社ディスクロージャー・ポリシー等に基づいて作成した資料です。

### ディスクロージャー・ポリシー

三井ダイレクト損害保険株式会社は、MS&AD インシュアランス グループ ディスクロージャー基本方針に則り、当社の重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

#### 1. 情報開示の基本姿勢

当社は、お客さまをはじめとする皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように情報開示を行っていきます。

#### 2. 情報開示の基準

当社は、お客さまの契約判断等に資する有用情報として以下の項目について開示していきます。

#### <情報開示に関する主な項目>

経営関連、商品・サービス、資産運用、資産・負債関連、リスク管理関連、業績関連、再保険、システム、社会貢献、環境取組

#### 3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページ等を通じ、お客さまをはじめとする皆さんに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

# Contents

ごあいさつ	2
トピックス	3

## MS & ADインシュアランス グループについて

MS & ADインシュアランス グループについて	4
--------------------------	---

## 経営について

三井ダイレクト損保の目指す姿	10
主要経営指標	12
事業の概況	14
コーポレート・ガバナンス体制	15
内部統制システムに関する方針	16
E RM経営の推進	18
リスク管理とコンプライアンス	19
反社会的勢力に対する基本方針	23
お客さま第一の業務運営に関する方針	24
お客さまの声への取り組み	25

## お客さまの安心のために 商品・サービスについて

ご契約の仕組み	28
事故対応サービス	30
取扱商品	33
損害保険の仕組み	35

## 【資料】会社概要・業績データ

I . 当社の概況	37
II . 当社の主要業務に関する事項	40
III . 財産の状況	48
損害保険用語の解説	58

# ごあいさつ



取締役社長  
宮本 晃雄

平素より三井ダイレクト損害をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、個人向け自動車保険をインターネットや電話を通じてお引き受けするダイレクト型損害保険会社として2000年6月に開業いたしました。以来、“プロフェッショナルな事故サービス”を“納得感のある保険料で提供すること”を基本として、業容の拡大、独自のビジネスモデルを追求してまいりました。

当社を取り巻く環境は、自動運転技術の普及やデジタライゼーションの進展により、大きく変化することが予想されますが、高品質なお客さま対応やICT活用をベースとした新たな成長戦略の実践により、これからも当社はお客様の期待にお応えし続けてまいります。

加えて当社は、世界トップ水準の保険・金融グループを目指すMS&ADインシュアランスグループの一員として、2030年にを目指す社会像「レジリエントでサステナブルな社会」の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）を道標とし、社会との共通価値を創造し続けること（CSV: Creating Shared Value）を軸とした企業活動に取り組んでおり、取り組みを通じて、経営理念「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来」を実現してまいります。

2020年度に開業20周年を迎える当社は、未来志向でチャレンジし続けることで、お客様から、そして社会から、“選ばれ、喜ばれ、信頼される会社”を目指してまいります。

今後とも変わらぬご愛顧とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 経営理念 MISSION

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、  
安心と安全を提供し、  
活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

## 経営ビジョン VISION

保険事業を通じ、お客様の期待にダイレクトにお応えすることにより、  
選ばれ、喜ばれ、信頼される会社を目指します

## 行動指針 VALUE

### お客さま第一 CUSTOMER FOCUS

わたしたちは、常にお客様の安心と満足のために、行動します

### 誠実 INTEGRITY

わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、  
誠実、親切、公平・公正に接します

### チームワーク TEAMWORK

わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、  
知識とアイデアを共有して、ともに成長します

### 革新 INNOVATION

わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、  
絶えず自分の仕事を見直します

### プロフェッショナリズム PROFESSIONALISM

わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

あした  
身近な安心、確かな未来。三井ダイレクト損害  
～“真”心であなたの安心を支えます～



# トピックス

## 1 ブランドメッセンジャーに本田翼さんを起用

2018年5月から、ブランドの新しい顔として、本田翼さんに出演いただいている。

お客様に、三井ダイレクト損保をより「明るく」「身近」で「親しみやすさ」を感じていただきたいとの想いを込めて起用しています。



## 2 スマートフォンからの事故報告・ご相談やご契約変更手続きが、より便利になりました

### ご契約変更手続き画面



Webサイトからの事故受付画面・事故対応中のお客さま専用連絡画面・ご契約の変更手続き画面について、レスポンシブWebデザインを採用しました。

スマートフォン・タブレットからの操作性が格段に向上し、お客様がご利用される端末ごとに、Web画面がさらに見やすく、操作しやすい画面になるよう改善しました。

## 3 HDI格付けにおいて3部門で最高評価の「三つ星」を連続獲得！通販損保初「五つ星認証」を取得！

HDI-Japan（運営：シンクサービス株式会社）による2018年度公開格付け調査の損害保険業界「問合せ窓口」「Webサポート」および事故対応・保険金お支払い部門の「モニタリング」について、2年連続すべての部門が最高評価の「三つ星」を獲得しました。さらに、「五つ星認証プログラム」において、「問合せ窓口」「Webサポート」の2部門にて通販型損保業界で初めて「五つ星認証」を取得しました。



## 4 プラチナくるみん認定

働き方改革の取り組や男性社員を含む育児休業の取得推進（女性の取得率100%、男性の取得率63.6% <2019年3月末>）、時間単位年次有給休暇制度や希望復職制度の導入、家族の介護や病気等を事由とする全国型から地域型への転換などの各種環境整備取組が評価され、2018年11月に「プラチナくるみん」の認定を受けました。引き続き、社員一人ひとりがいきいきと活躍できる働きやすい職場づくりや、多様な働き方に対応して、社員が安心して誇り高く働き続けられ、また、社員の配偶者、ご家族にも配慮した雇用環境の整備に取り組んでまいります。



# MS&ADインシュアランス グループについて

MS&ADインシュアランス グループは、三井住友海上グループ、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社が2010年4月に経営統合し、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社(以下、「MS&ADホールディングス」)を持株会社として、発足しました。

グループ発足後は、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社の合併、三井住友海上きらめき生命保険株式会社とあいおい生命保険株式会社の合併、シェアードサービスの統合などを進め、グループ経営の効率化を図ってきました。

前中期経営計画では、経営理念、経営ビジョン、行動指針に従って、グループの中核損保である三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を中心とした「機能別再編」をはじめ、「グループガバナンスの強化」「ERM経営の推進」および「事業構造の変革」を柱に、着実な取り組みを展開しました。

こうした成果をさらに拡大していくために、2018年度、新しいグループ中期経営計画「Vision 2021(2018年度～2021年度)」を策定しました。「世界トップ水準の保険・金融グループ」の実現を見据え、国内損保事業の安定的な収益を維持・拡大するとともに、国内生保事業・海外事業の収益性を大きく拡大し、ERM(エンタープライズ・リスクマネジメント)経営を軸に、健全性確保を前提に、収益力と資本効率の向上に取り組んでいきます。

また、当社グループは、最大の強みである「多様性」を活かしたグループ総合力を発揮し、環境変化に柔軟に対応しながら、生産性と品質の向上に努め、社会との共通価値を創造すること(CSV: Creating Shared Value)を軸とした企業活動を推進していきます。



MS&ADホールディングスが入る  
東京住友ツインビルディング

## グループの構成

(2018年4月1日現在)

### 持株会社

### MS&AD MS&ADホールディングス

#### 国内損害保険事業

MS&AD 三井住友海上



MS&AD あいおいニッセイ同和損保



MS&AD 三井ダイレクト損保



#### 国内生命保険事業

MS&AD 三井住友海上あいおい生命



MS&AD 三井住友海上プライマリー生命



#### 海外事業

#### 海外子会社

#### 金融サービス事業

#### リスク関連サービス事業

MS&AD MS&ADインターリスク総研

### 5つの事業ドメインを支えるMS&ADインシュアランス グループ各社

MS&AD MS&ADビジネスサポート

MS&AD MS&ADスタッフサービス

MS&AD MS&ADシステムズ

MS&AD MS&AD事務サービス

## MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

MS&ADインシュアランス グループの目指す企業グループ像を明確にするため、経営理念、経営ビジョン、行動指針を次のとおり定めています。

### 経営理念(ミッション)

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

### 経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

### 行動指針(バリュー)

お客さま第一	CUSTOMER FOCUS カスタマー・フォーカス	わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します
誠 実	INTEGRITY インテグリティ	わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します
チームワーク	TEAMWORK チームワーク	わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します
革新	INNOVATION イノベーション	わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します
プロフェッショナリズム	PROFESSIONALISM プロフェッショナリズム	わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

## MS&ADインシュアランス グループの目指す社会像

MS&ADインシュアランス グループは「グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます。」との経営理念のもと、ビジネスモデルとして掲げる価値創造ストーリーを紡いで発展してまいりました。

中期経営計画「Vision 2021」では、新たに当社グループが2030年に目指す社会像を、「レジリエント<sup>(※1)</sup>でサステナブルな社会」と定めました。

SDGs<sup>(※2)</sup>を私たちの取り組みにおける道標(みちしるべ)として取り入れ、世界トップ水準の保険・金融グループを目指す企業として、社会との共通価値の創造(CSV: Creating Shared Value)に取り組んでまいります。

(※1)変化する状況や予期せぬ出来事に対して、柔軟かつ上手に適応し、影響を低減し、迅速に回復する力があること。

(※2)持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。2015年9月「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な世界に向けた2030年までのグローバルな目標。17の目標と169のターゲットから構成されています。

2018年

2030年

活力ある社会の発展と地球の健やかな未来

Vision 2021 (2018年～2021年度)

- ・価値創造ストーリーの実践
- ・社会との共通価値の創造  
【CSV】

目指す社会像

レジリエントで  
サステナブルな  
社会

私たちの取り組みにおける道標(みちしるべ)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

# MS&ADインシュアランス グループの価値創造ストーリー

MS&ADインシュアランス グループは、国内損保事業、国内生保事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連サービス事業の5つの事業ドメインで、グループのミッションの実現に向けた活動を展開しています。

## MS&ADの価値創造ストーリー

### MS&ADを支える資源

#### 財務資本

- お客様のリスクを引き受けるのに十分かつ健全な財務基盤

連結純資産(2018年3月31日現在) **2兆9,683億円**

#### 人的資本

- グローバルで多様な人財
- 保険・リスク関連等の知識に精通したプロフェッショナルな人財

連結従業員数(2018年3月31日現在) **41,295名**

#### 知的資本

- 事業の長い歴史と経験に支えられた知見と信用力
- 国内・ASEANで最も豊富なリスクデータ

リスクサーベイ実施回数(2017年度実績) **1,189件**

#### 社会・関係資本

- 国内No.1の規模を誇る顧客層

国内個人お客さま数 約**4,200万人**

国内法人お客さま数<sup>※</sup> 約**240万社**

※三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保の顧客数の単純合算値(2018年3月31日現在)

#### ASEAN域内 No.1 の総収入保険料

- 国内No.1の代理店ネットワーク

国内損害保険代理店数<sup>※1</sup> **88,532店**

国内営業拠点<sup>※2</sup> **263部支店・1,036課支社**

国内事故対応拠点<sup>※3</sup> **431カ所**

#### 海外拠点等<sup>※4</sup>

**47カ国・地域**

※1 三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の代理店数の単純合算値(2018年3月31日現在)

※2 国内損害保険会社の拠点数の単純合算値(2018年4月1日現在)

※3 国内損害保険会社の事故対応拠点の単純合算値(2018年4月1日現在)

※4 SLI Cayman Limited(金融サービス事業)があるケイマン諸島を含む(2018年4月1日現在)

- トヨタグループ、日本生命グループ、三井グループ、住友グループなど、異業種のトップ企業とのリレーションシップ

#### 自然資本

- 地球の安定した気候システム
- 生物多様性が保全された自然
- 持続可能な自然資源

## 活力ある社会の

### MS&ADの強み

#### 多様性

多様性から生まれる  
強みと結束力

#### スケール

規模によって十分な  
キャパシティを実現

#### 歴史

過去の経験と  
学びは将来の糧

#### イノベーション

時流を捉えて  
成長を実現

#### 持続可能性

常に社会とともに

#### 社会的課題

社会をとりまく多様なリスク

多発する事故・災害

気候変動による甚大な自然災害

高齢化に伴う介護・医療の負担増

地域社会の活力の低下

### MS&ADの ビジネスモデル

リスクが現実となったときの  
経済的負担を  
小さくする

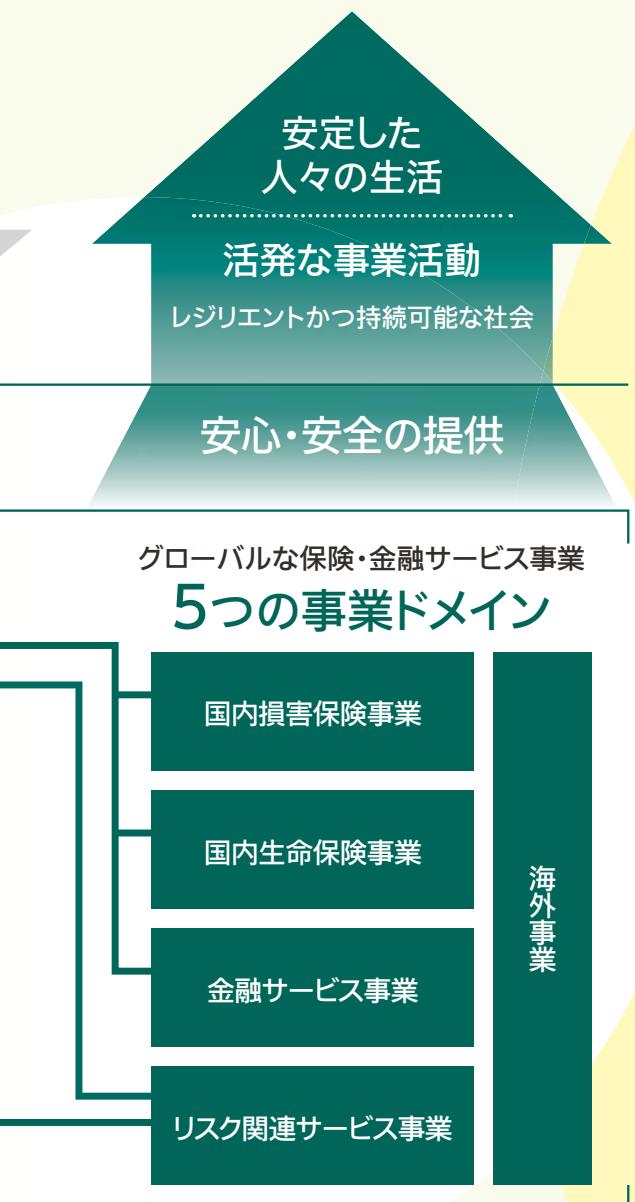
リスクを見つけ  
お伝えする

リスクの  
発現を防ぐ、  
リスクの影響を  
小さくする

環境変化を  
見据えた  
事業構造の変革

『私たちの目指す「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来」を支えるために、それを阻害する社会的課題から生じる多様なリスクをいち早く見つけ、お伝えし、リスクの発現を防ぎ、リスクの影響を小さくするとともに、リスクが現実となつた時の経済的負担を小さくするためのさまざまな商品・サービスを提供することで、世界中のチャレンジするお客様が安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりを行う』、これが私たちの価値創造ストーリーです。

## 発展と地球の健やかな未来



### 企業価値創造を支える仕組み

最適な資源配分  
とリスクの  
適切な管理

チャレンジする  
企業文化と  
人財育成

コーポレート  
ガバナンスの  
強化

### ステークホルダーとともに創出する価値 (2017年度実績)

#### 財務資本

- 資本効率の向上
- グループ修正利益の向上
- 株主還元

グループ修正利益 **2,010億円**

グループ修正ROE **6.4%**

過去5年間のTSR<sup>※</sup> **84.7%**

#### 人的資本

- さらに働きがいを実感し、成長できる職場環境の提供
- 安定し、かつ、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した雇用

社員満足度<sup>※1</sup> **4.4ポイント**

有給休暇取得日数<sup>※2</sup> **16.0日**

※1 社員意識調査結果。6ポイントが満点での社員平均ポイント

※2【定例・繰越休暇】と【特別休暇】の社員平均取得日数

#### 知的資本

- 専門性の高い社員の育成
- 変化する多様なお客さまニーズにお応えする商品・サービスの提供
- リスク関連の調査研究成果の社会への提供

調査レポート<sup>※1</sup>

**72件**

アクチュアリー人数<sup>※2</sup> **100人**

※1 CSR、企業リスク、BCM、労災リスク、交通リスク、海外危機管理情報、感染症情報などのレポートを発行

※2 商品開発、リスク管理、財務の健全性確認等に確率・統計等の手法を駆使する数理のプロフェッショナル

#### 社会・関係資本

- 適切かつ迅速な保険金の支払い
- 事故・災害を未然に防ぐサービスの提供
- 高品質かつ多様な代理店ネットワークの提供
- 取引先との協力関係による社会的責任の遂行
- 社会インフラや行政サービスなどの社会資本をリスクから守る商品・サービスの提供

保険金支払額<sup>※1</sup> **2兆3,112億円**

お客さま満足度<sup>※2</sup> **96.0%**

※1 正味支払保険金と生命保険金等の合算値

※2 自動車保険の事故対応に満足しているお客さまの割合(対象:三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保)(2017年度)

#### 自然資本

- 気候変動の進行緩和につながるCO<sub>2</sub>排出量削減
- 生物多様性の保全への貢献
- 持続可能な自然資源の利活用につながる負荷削減

# グループ中期経営計画「Vision 2021」

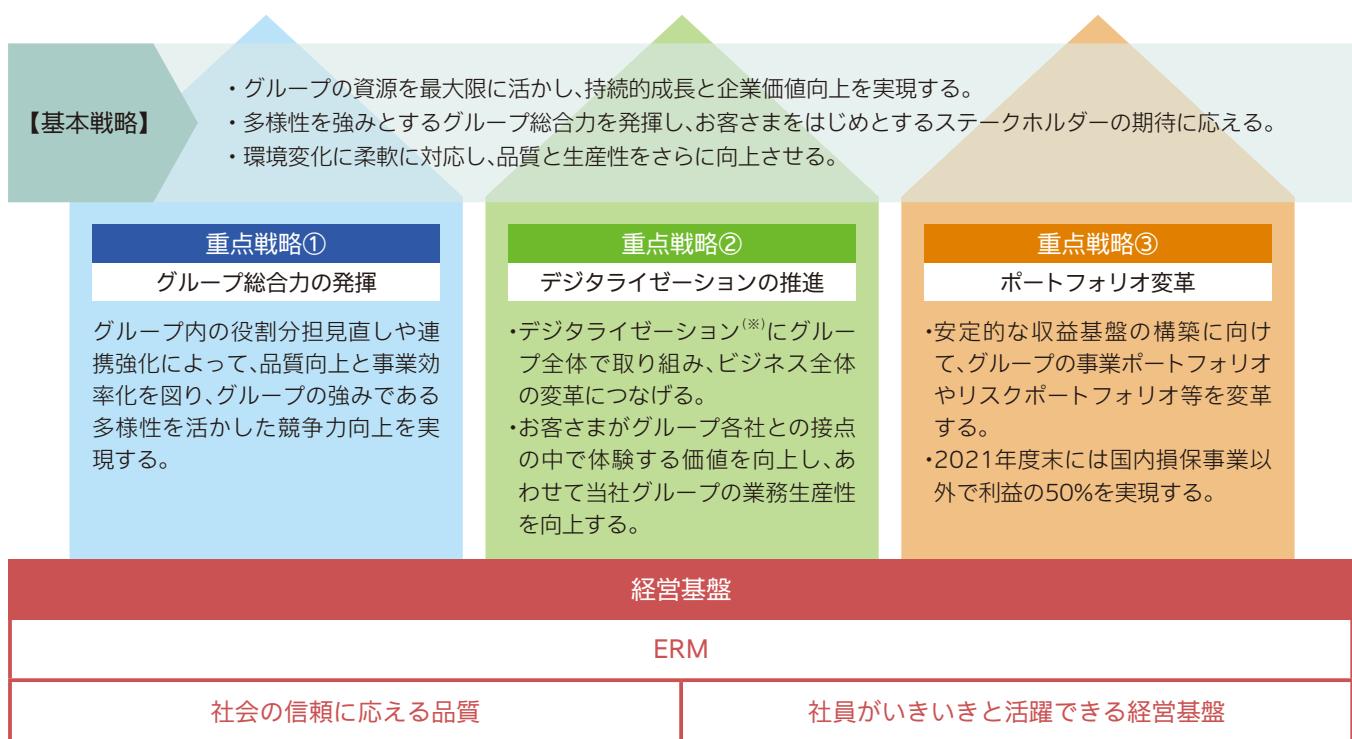
新中期経営計画「Vision 2021」では、当社グループが2030年に目指す社会像である「レジリエントでサステナブルな社会」を掲げ、当社グループの強みを活かしながら、企業価値向上に向けた取り組みと持続的な成長を支える枠組み、そして、達成すべき経営数値目標を明確にしています。グループ誕生以来、中期的に目指す姿としてきた「世界トップ水準の保険・金融グループ」の実現に向け、環境変化に迅速に対応できるレジリエントな態勢の構築を目指します。

## 「Vision 2021」の計画期間中に実現したい姿



## 「Vision 2021」基本戦略と3つの重点戦略

基本戦略とそれに紐づく「3つの重点戦略」により、上記の実現したい姿への到達を図ります。



(※)デジタル技術によるプロセス・サービス等の効率化・利便性向上にとどまらず、当社グループのビジネス全体の変革につなげる取り組み

## 経営指標

2021年度の経営数値目標は「中期的に目指す姿」を達成する水準に設定しました。また、サステナビリティ中期経営計画を策定し、非財務指標もモニタリングしていきます。

経営数値目標					(単位:億円)
	2017年度実績 (新基準換算)	2018年度予想	2019年度目標	2021年度目標	
グループ修正利益	2,010	2,700	2,730	3,500	
国内損保事業 (除く政策株式売却損益)	2,878 (2,024)	2,070 (1,660)	1,740 (1,390)	1,820 (1,420)	
国内生保事業	326	220	280	450	
海外事業	▲1,250	370	660	1,170	
金融サービス事業/ リスク関連サービス事業	56	40	50	60	
グループ修正ROE	6.4%	8.5%	8.3%	10.0%	
連結正味収入保険料	34,469	34,800	35,300	37,100	
生命保険料 (グロス収入保険料)	15,081	14,968	15,400	16,000	
三井住友海上あいおい生命EEV <sup>(※)</sup> (European Embedded Value)	8,355	8,650	9,700	10,500	
ESR (Economic Solvency Ratio)	211%	201%	180%~220%		

(※)現在の純資産価値に保有契約が生み出す利益を加えた、生命保険会社の企業価値を表す指標の一つ

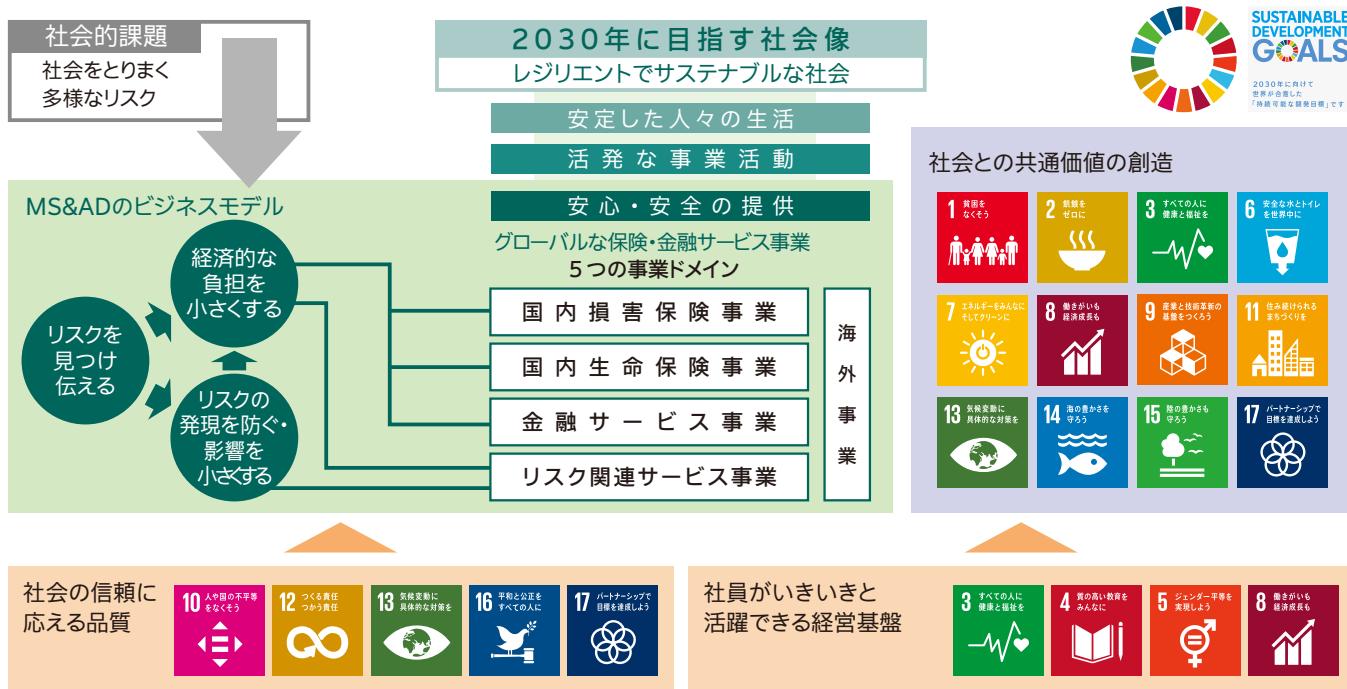
新定義  グループ 修正ROE	$= \frac{\text{グループ修正利益}}{\text{修正純資産}}$	$= \frac{\text{連結当期利益} + \text{異常危険準備金等}^{(※2)} \text{ 繰入・戻入}^{(※3)} \text{ 額}}{\text{連結純資産}^{(※1)} + \text{異常危険準備金等}^{(※2)}} - \text{のれんその他無形固定資産}$	その他特殊要因 (のれん・その他無形 + 固定資産償却額等)	非連結グループ 会社持分利益
--------------------------	--	--	-----------------------------------	-------------------

※各調整額は税引き後、(※1)除く非支配株主持分・新株予約権、(※2)国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金、(※3)戻入の場合は減算

## MS&ADのビジネスモデルとSDGs

2030年に目指す社会像「レジリエントでサステナブルな社会」は、先進国・途上国の政府をはじめ、民間企業やNGOなどが実現に向けた取り組みを開始しているSDGs(持続可能な開発目標)がゴールとする社会とも合致します。

ビジネスモデルである価値創造ストーリーを実施し、社会との共通価値を創造することでSDGsの達成にも貢献します。



## 三井ダイレクト損害の目指す姿

MS&AD インシュアランス グループは、「活力ある社会の発展と地球の健やかな未来」を支えるために、グループ各社がさまざまな商品・サービスを提供することで、世界中のチャレンジするお客さまが安心して生活や事業活動を行うことのできる環境づくりを行っています。(P6 ~ 7 に記載)

当社は、グループの一員として、個人向け自動車保険を中心にインターネットや電話を通じてお引き受けするダイレクト型損害保険会社として、プロフェッショナルな事故サービスを納得感のある保険料で提供することを通じ、経営ビジョン「お客さまの期待にダイレクトにお応えすることにより、選ばれ、喜ばれ、信頼される会社」を目指してまいります。

### 経営理念

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

### 経営ビジョン

保険事業を通じ、お客さまの期待にダイレクトにお応えすることにより、選ばれ、喜ばれ、信頼される会社を目指します

### 行動指針

#### お客さま第一 CUSTOMER FOCUS

わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します

#### 誠実 INTEGRITY

わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します

#### チームワーク TEAMWORK

わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します

#### 革新 INNOVATION

わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します

#### プロフェッショナリズム PROFESSIONALISM

わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

### 中期経営計画 “Vision2021” (2018 ~ 2021 年度)

今年度は、2018 年度からスタートした、中期経営計画「Vision 2021」の 2 年目を迎えるました。

当社は、今後のさらなる通販自動車市場の拡大を確実に取り込むことに加え、収益力の強化を進めるとともに将来の市場環境変化に対応してまいります。

具体的には、「持続的成長の実現」「経営基盤強化」「MS&AD グループにおける当社役割の深化」の三本柱を立て、取り組みを進めていきます。

持続的成長の実現	品質・ICT 活用を軸とした成長戦略による持続的成長の実現
・「価格訴求戦略」から「ブランド力を軸とした戦略」への強化	
・お客さま第一の業務運営の実践、デジタライゼーションの推進による高品質な保険体験の提供	
・『『無事故の実現』のサポート』をコンセプトとした当社ブランドイメージの定着	
経営基盤強化	安定的に収益が確保できる経営基盤の確立
・収益力強化	
・社員力向上とチームワークのフル活用による生産性の向上	
・経営ガバナンス強化、ERM 経営の推進	
・中長期的な環境変化への対応	
MS&AD グループにおける当社役割の深化   通販ビジネスモデルの深化およびノウハウのグループ還元	
・代理店チャネル中心のグループ各社では十分に捕捉できない通販市場の成長の取り込み	
・ICT を活用した先進的な取り組みの実施、およびノウハウのグループへの還元	

## レジリエントでサステナブルな社会を目指して

M S & A D グループは、2030 年に目指す社会像を“レジリエントでサステナブルな社会”として社会との共通価値を創造する取り組み（C S V 取組）を進めていきます。

当社も、グループの一員として、三井ダイレクト損害スマイル基金の活性化を通じた「事故のない快適なモビリティ社会を作る」取り組みや、社員参加型の社会貢献活動を通じた「気候変動の緩和と対応に貢献する」取り組みを進めています。



CSV は、企業が存在する基盤である社会に価値をもたらすことによって、企業自身も経済的価値（収益）を生み出し、それによりさらに社会に価値をもたらすという、「双方向で持続性」のある活動を目指す概念です。

### ～当社のサステナビリティ取り組み～

#### 三井ダイレクト損害スマイル基金

三井ダイレクト損害スマイル基金は、2014 年から当社の 15 周年記念事業としてスタートした、ご契約者さま参加型の社会貢献活動です。

これまでに約 20 万のご契約者さまにご参加いただき、約 1,800 万円を寄付しました。  
(2018 年 8 月現在)

ご契約者さまが応援したい 4 つのジャンル（交通事故防止・環境保護・教育・復興支援）の各団体への投票数に応じて寄付金額が決定する、新しい発想の社会貢献の仕組みです。



#### 社員参加型の社会貢献活動～募金型自販機～

当社では全社員がいずれかの形で社会貢献活動に参加できるよう、様々な機会を用意しています。

その一環として、当社は社内の全拠点に「募金型自販機」を設置し、売上の一部を公益財団法人 交通遺児育英会に寄付しています。

社員からは「飲料を購入するという日常の行為が社会貢献に繋がり良い。」「交通遺児の経済状況の実態を知り、我々保険会社の存在の意義を再認識した。」などの声が挙がっています。



# 主要経営指標

## 正味収入保険料

**36,663 百万円**

前期比 △3.2%の減収となりました。

ご契約者からお引き受けした契約に係る保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)し、解約の場合等にお支払いする返戻金を控除したものです。



## 正味損害率

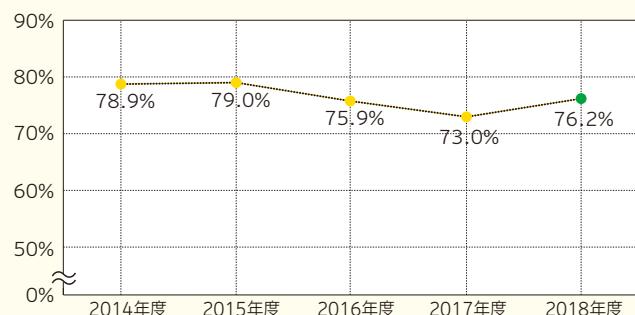
**76.2%**

前期比 +3.2%上昇しました。

正味支払保険金及び損害調査費の合計額を正味収入保険料で除したものです。

正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

正味支払保険金 = 元受正味保険金 + 受再正味保険金  
一回収再保険金



## 正味事業費率

**25.3%**

前期比 +2.0%上昇しました。

諸手数料及び集金費(代理店手数料、受再手数料等の合計から出再手数料を控除した額)と、保険引受けに係る営業費及び一般管理費の合計額を正味収入保険料で除したものです。

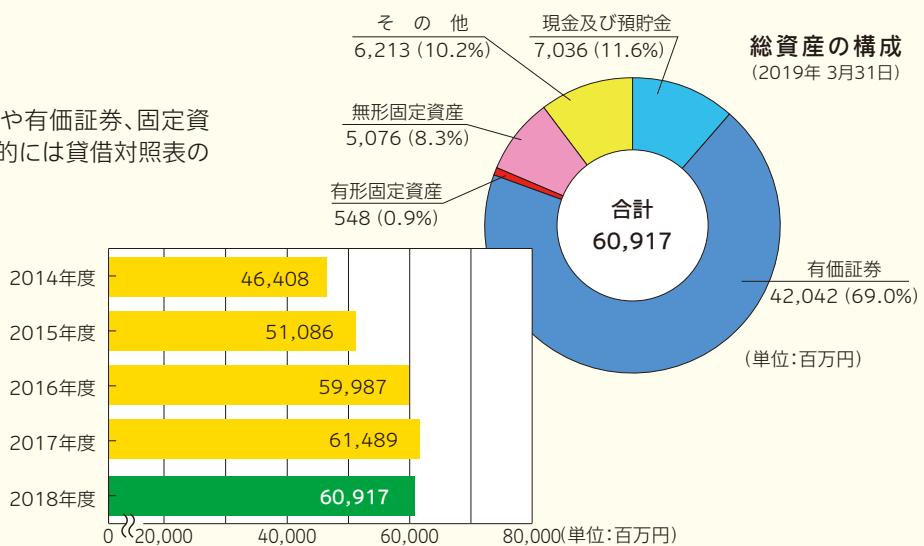


## 総資産額

**60,917 百万円**

前期比 △0.9%減少しました。

損害保険会社が保有する預貯金や有価証券、固定資産などの資産の総額であり、具体的には貸借対照表の「資産の部合計」の金額です。



## 主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

区分	年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
正味収入保険料 (対前期増減率)		35,053 (△ 1.4%)	36,571 (4.3%)	37,653 (3.0%)	37,873 (0.6%)	36,663 (△ 3.2%)
正味損害率		78.9%	79.0%	75.9%	73.0%	76.2%
正味事業費率		22.8%	21.9%	22.0%	23.3%	25.3%
保険引受利益又は 保険引受損失 (△)		△ 4,358	△ 5,457	△ 1,003	388	336
経常収益		35,363	36,704	37,753	37,965	37,612
経常利益又は 経常損失 (△)		△ 4,236	△ 5,372	△ 955	451	384
当期純利益又は 当期純損失 (△)		△ 4,334	△ 5,427	△ 1,004	328	249
単体ソルベンシー・ マージン比率		255.9%	230.4%	431.4%	457.5%	497.6%
総資産額		46,408	51,086	59,987	61,489	60,917
純資産額		6,817	6,440	13,390	13,670	13,923
資本金 (発行済株式総数)		32,600 (820 千株)	35,101 (1,064 千株)	39,106 (1,598 千株)	39,106 (1,598 千株)	39,106 (1,598 千株)

### ○保険引受利益（保険引受損失）

保険会社の本業である保険契約の引受や保険金の支払い等に係る損益を表すものです。正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支（自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等）を加減したものです。

### ○経常収益

保険会社本来の事業活動から毎年度継続的に発生する収益のことです。保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益に分かれ、それらの合計額がまとめて損益計算書の「経常収益」の科目欄に掲載されます。

### ○経常利益（経常損失）

保険引受や資産運用等によって得られた経常収益から、保険引受や資産運用等に係る経常費用を差し引いた金額です。プラスの場合は「経常利益」に、マイナスの場合は「経常損失」になります。

### ○当期純利益（当期純損失）

経常利益（経常損失）に特別損益を加減した税引前当期純利益（税引前当期純損失）から、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を加減したものです。プラスの場合は「当期純利益」に、マイナスの場合は「当期純損失」になります。

### ○単体ソルベンシー・マージン比率

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつでありますが、その数値が 200 % 以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

### ○純資産額

保険会社が保有する総資産額から、責任準備金等の負債額を差し引いたものであり、具体的には、貸借対照表の「純資産の部合計」の金額です。



# 事業の概況（2018年度）

## 事業の経過及び成果等

### ○事業環境

わが国経済は緩やかな回復基調が続き、国内の新車自動車販売台数は3年連続で前年度比プラスとなりましたが、中長期的には自動車保有台数の減少、自動運転技術の進化による事故の大規模減少等が想定され、引き続き、限られた国内自動車保険市場での厳しい競争が続いている。

### ○経営の概況

国内大手損保や通販系損保との激しい競争が続く中、当社は、認知度向上を企図したマス広告や投資効率を重視したWeb広告等による販売強化に取り組んでいます。また、顧客基盤の維持・拡大や当社ブランドの強化のため、安全運転やお得なサービスの情報発信を通じてお客様とのコミュニケーション強化に取り組むとともに事故対応やコールセンター対応におけるお客様対応品質向上に努めています。

### ○営業の成果

保険引受収益は37,559百万円となり、資産運用収益32百万円とその他経常収益を合計した経常収益は37,612百万円となりました。一方、保険引受費用28,235百万円、営業費及び一般管理費8,988百万円にその他経常費用を合計した経常費用は

37,227百万円となり、経常利益は384百万円となりました。これに特別損益、法人税及び住民税などを加減した当期純利益は249百万円となりました。

### ○保険引受の概況

正味収入保険料は36,663百万円となりました。一方、正味支払保険金は25,123百万円となり、損害調査費2,811百万円を加えて算出した正味損害率は76.2%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費に諸手数料及び集金費を加えて算出した正味事業費率は25.3%となりました。これらに支払準備金繰入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受利益は336百万円となりました。

### ○資産運用の概況

低金利が続く厳しい運用環境の中で、当社は引き続き安全性・流動性に配慮しつつ、安定的な収益を確保するとの基本方針に沿った資産運用に努めました。

当期末の総資産は60,917百万円で前期末に比べて571百万円減少致しました。このうち運用資産は、前期末に比べて2,613百万円減少して49,125百万円となりました。運用資産のうち主なものは有価証券42,042百万円であります。

## 当社が対処すべき課題

当社は通販自動車市場の拡大を確実に取り込むことに加え、収益力の強化（経営効率の向上）を進めるとともに、将来の市場環境変化への準備を着実に進めてまいります。具体的には、以下のよう取り組みを進めてまいります。

### ①持続的成長の実現（品質・ICT活用を軸とした成長戦略による持続的成長の実現）

- ・「価格訴求戦略」から「ブランド力を軸とした戦略」への強化
- ・お客様第一の業務運営の実践、デジタライゼーションの推進による高品質な保険体験の提供
- ・『「無事故の実現』のサポート』をコンセプトとした当社ブランドイメージの定着

### ②経営基盤強化（安定的に収益が確保できる経営基盤の確立）

- ・収益力強化
- ・社員力向上とチームワークのフル活用による生産性の向上
- ・経営ガバナンス強化、ERM経営の推進
- ・中長期的な環境変化への対応

③MS&ADグループにおける当社役割の深化（通販ビジネスモデルの深化およびノウハウのグループ還元）

- ・代理店チャネル中心のグループ各社では十分に捕捉できない通販市場の成長の取り込み
- ・ICTを活用した先進的な取り組みの実施、およびノウハウのグループへの還元

最後に、当社は上記の取り組みを通じて当社独自のビジネスモデルを追求することにより、損保業界における確固たる地位を築くべく一層の努力を行っていく所存であります。

(注) 本報告書（以下の諸表を含む）における各計数の表示及び計算は次のとおりであります。

- (1) 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しております。
- (2) 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
- (3) 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料



# コーポレート・ガバナンス体制

## 基本的な考え方

当社は、MS&AD インシュアランス グループ経営理念のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社およびグループ全体の企業価値向上に努めています。

## 経営体制

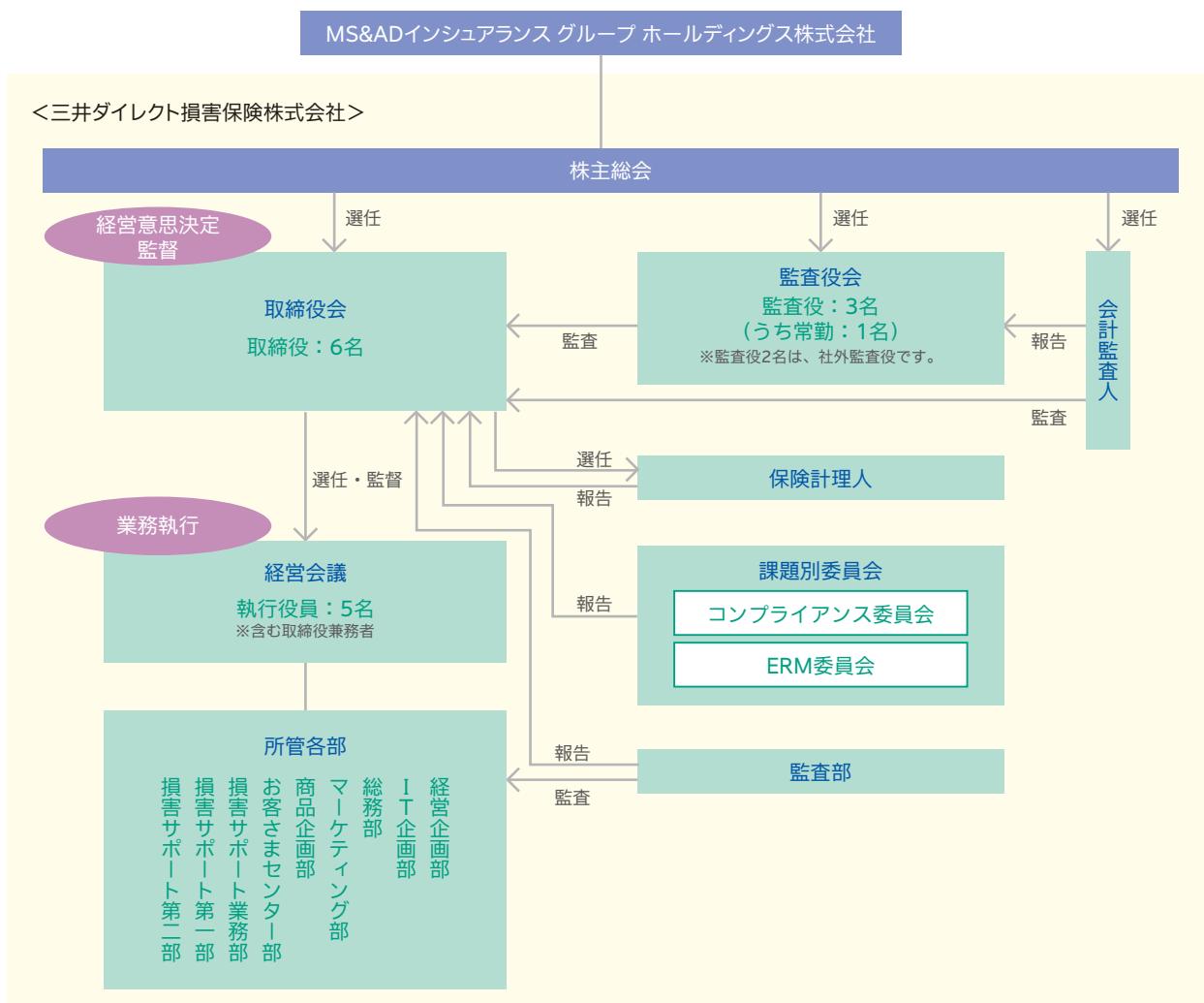
当社は監査役会設置会社として、取締役（会）及び監査役（会）双方の機能の強化、積極的な情報開示などを通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

また、執行役員制度を導入し、会社全体の経営重要事項の決定及び監督を担う「取締役（会）」と執行責任を負う「執行役員」との役割分担を明確にするとともに、取締役の員数を極力抑え、迅速な意思決定と適切なモニタリングの両立を図っています。

なお、当社は親会社である MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言などを受けています。

### [コーポレート・ガバナンスの体制]

2019年7月1日現在



# 内部統制システムに関する方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、次のとおり業務の適正を確保するための体制を整備しています。

当社は、M S & A D インシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）が定める経営理念（ミッション）の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、長期的な安定と持続的成長を実現するため、以下のとおり透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、当社およびM S & A D インシュアランス グループ（以下「M S & A D グループ」という。）全体の企業価値の向上に努めていく。

## 1. 職務執行の効率性確保のための体制（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- (1) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため取締役の員数を7名以内とするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。
- (2) 当社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にする。
- (3) 当社は、取締役、執行役員および従業員が共有する全社目標として、M S & A D グループの経営計画に則って中期経営計画および年次計画を定め、その浸透を図るとともに、適切な経営資源の配分を行う。
- (4) 当社は、経営基盤としてのI T の重要性に鑑み、M S & A D グループのI T ガバナンスに関する基本方針に従い、I T ガバナンス態勢を構築する。
- (5) 当社は、事業活動における税務の重要性に鑑み、M S & A D グループの税務に関する基本方針に従い、税務ガバナンス態勢を構築する。
- (6) 執行役員は、業務執行状況を取締役会に報告する。取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正または経営資源の追加配分等の対応を行う。

## 2. 法令等遵守（取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）

- (1) 当社は、M S & A D グループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。
- (2) 当社は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、法令等遵守規程を制定するとともに、その実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定め、その実施状況を監視する。また、コンプライアンス・マニュアルを定め、当社の事業活動、経営環境等を勘案して必要に応じて見直しを行う。
- (3) 当社は、コンプライアンスに関する事項を統括して管理するコンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備する。また、コンプライアンス推進態勢の更なる充実・強化を図るためコンプライアンス委員会を設置し、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じる。当社は、定期的にコンプライアンス推進状況を取締役会に報告する。
- (4) 当社は、役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合の報告ルールを法令等遵守規程に定める。コンプライアンス上の問題について報告・通報を受けたコンプライアンス統括部門は、関係部門と連携の上、その内容を調査し、再発防止策等を策定する。
- (5) 当社は、M S & A D グループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備（対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等）に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底する。
- (6) 当社は、役員等の関連当事者との取引を行う場合には、M S & A D グループおよび持株会社の株主共同の利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会で承認するなど監視を行う。
- (7) 当社は、M S & A D グループのグループ内取引および業務提携等に関する基本方針に従い、アームズ・レンジス・ルールの遵守その他グループ内取引等の適切性を確保するための体制を整備する。
- (8) 当社は、M S & A D グループの利益相反管理に関する基本方針に従い、利益相反管理のための体制を整備する。
- (9) 当社は、M S & A D グループの外部委託管理基本方針に従い、当社の規模・特性等に応じた適切な体制を整備する。
- (10) 当社は、M S & A D グループのスピーカップ制度運用規程に従い、組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、全役職員が社内および社外の窓口に直接通報できるスピーカップ制度（内部通報制度）を設け、全役職員に対し制度の周知を図る。また、当社はスピーカップ制度運用規程を定め、通報者が通報を行ったことにより不利な取扱いを行わないことを定めるとともに、制度の運用状況を取締役会に報告する。

## 3. 統合リスク管理体制（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- (1) 当社は、M S & A D グループのリスク管理に関する基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、リスク管理方針を定め、適切なリスク管理を実行する。
- (2) 当社は、リスク管理方針において、適切にリスク管理を行うための組織・体制、リスク管理における役割と責任を明確に定める。
- (3) 当社は、統合リスク管理の推進・徹底を図るため、経営会議において、リスク管理に関する方針・計画、統合リスク管理状況およびその他の重要事項にかかる協議・調整を行う。
- (4) 当社は、リスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともにリスク量と資本の比較により、必要な資本が確保されていることを確認し、これらの状況についてE R M委員会の協議・調整結果も踏まえて、取締役会へ報告する。
- (5) 当社は、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、当社が定める危機管理基準に従い、管理態勢および事業継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。

## 4. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、M S & A D グループの情報開示統制に関する基本方針に従い、当社の財務情報および非財務情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。
- (2) 当社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則って、当社の経営成績および財状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。
- (3) 当社は、金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の当社における整備・運用状況の評価結果について、検証結果および把握した全ての開示すべき重要な不備を経営会議に報告する。
- (4) 当社は、公正な情報開示を担保するため、情報開示統制及び手続基準を定め、情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応を行う。また、当社における情報開示統制の有効性および情報開示の適正性に関する検証結果を取締役社長に報告する。

## 5. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 当社は、M S & A D グループの内部監査基本方針に従い、実効性があり、かつ効率的な内部監査を実行するための体制を整備する。
- (2) 当社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置し、当社の全ての業務活動を対象として内部監査を実施する。
- (3) 当社は、内部監査に係る基本的事項を規定する内部監査規程ならびにリスクの種類および程度に応じた内部監査計画を定める。
- (4) 内部監査部門は、実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、監査対象部門における改善状況等を取締役会に報告する。

## 6. 情報管理体制（取締役の職務の執行等に係る情報の保存および管理に関する体制）

- (1) 当社は、会社情報管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等（取締役会議事録および決裁書等の重要な文書をいい、電磁的記録を含む。）その他の会社情報を適切に保存および管理する。また、取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。
- (2) 当社は、M S & A D グループのお客さま情報管理基本方針に従い、当社の規模・特性等に応じた適切な体制を整備する。

## 7. 監査役監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
  - ①当社は、監査役の職務を補助するため、監査役補助使用人を置く。
  - ②取締役は、監査役補助使用人の独立性に配慮し、上記使用人の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、上記使用人の人事考課については監査役会が定める監査役と協議のうえ行う。
- (2) 監査役への報告に関する体制
  - ①取締役および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
  - ②取締役および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報状況その他監査役に報告を行う事項について監査役との協議により定める方法により、遅滞なく監査役に報告する。
  - ③役員は、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、持株会社および当社の監査役に直接内部通報することができるものとする。
  - ④当社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (3) その他
  - ①当社は、監査役が、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できることを、関連する規程等において明記する。
  - ②取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
  - ③内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に対し協力する。
  - ④当社は、監査役からその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払または償還の請求等を受けた場合には、同条に従い手続を行う。

## 8. グループ経営管理体制（当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

- (1) 当社は、持株会社が制定する経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を、全役職員へ浸透させるよう努める。当社は、経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実践状況を取締役会に報告する。
- (2) 当社は、持株会社と締結する経営管理契約（以下「経営管理契約」という。）に基づき、持株会社が定めるM S & A D グループの基本方針（コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等）を遵守するとともに、持株会社から必要な助言・指導・支援を受け、当社の規模・特性等に応じた体制を整備する。
- (3) 当社は、当社に関する重要事項について、経営管理契約に基づき、持株会社に承認を求め、または報告する。

当社では、上記方針に基づく内部統制システムの体制整備状況について、年1回自己点検を行い、その結果を経営会議を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われていることの確保

取締役会を定期的に開催し（原則、毎月1回）、取締役会規程及び組織・職務権限規程に基づいて、経営上の重要事項の決定と執行役員の業務執行状況を監督しております。また、取締役会付議事項のうち事前協議が必要と認められる事項や会社経営全般に関する重要事項を協議する経営会議（原則、毎月2回）や取締役会の課題別委員会であるコンプライアンス委員会（3回）、ERM委員会（9回）を開催いたしました。

### 2. リスク管理体制

リスク管理方針に基づき、1次リスク管理部門が所管するリスクの特定、評価、処理、効果検証・改善、報告のリスク管理プロセスを実行し、2次リスク管理部門が、1次リスク管理部門のリスク管理が適切に行われているかをモニタリングし、更に内部監査部門がリスク管理プロセスの有効性を監査、評価する態勢となっております。2次リスク管理部門のリスクモニタリングの結果は、ERM委員会開催報告とは別に、四半期毎に取締役会に報告いたしました。

### 3. コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況をモニタリングし、取締役会に報告（2回）したほか、スピーカアップ制度運用状況、マネー・ローンダーリングおよびテロ資金供与対策に関する取組状況、コンプライアンス・マインド向上取組状況等の重要事項についても、コンプライアンス委員会にて協議を行いました。

### 4. グループ会社における業務の適正の確保

MS&AD インシュアラנס グループホールディングス株式会社と締結したグループ経営管理契約に基づき、同社から適宜必要な助言・指導・支援を受けるとともに、当社の年度事業収支計画の策定・修正等について、同社取締役会の事前承認を受けております。

### 5. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役会規程に基づき、監査役会と代表取締役との意見交換会（4回）を実施し、また監査役と監査部ゼネラルマネージャーは定期的に情報交換を行っております。



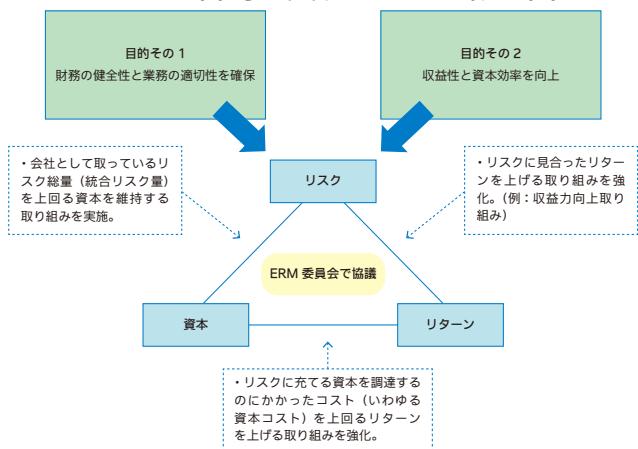
# ERM経営の推進

## ERMおよびORSAについて

● ERM (Enterprise Risk Management) とは  
経営目標達成に向け、全社的な視点でリスクを捉え、リスクを評価軸の一つとして、健全性の確保、収益性・資本効率の向上、企業価値の拡大を図る取り組みのことを言います。「統合的リスク管理」や「全社的リスク管理」とも言われています。

● ORSA (Own Risk and Solvency Assessment) とは  
「リスクとソルベンシーの自己評価」と言われ、保険会社がかかるリスクと資本の量等を比較し、「リスクに対して十分な資本が確保されているか」の評価を自ら行うとともに、リスク選好（どのビジネス領域を拡大するか）等の妥当性を総合的に検証するプロセスのことを言います。

### ERMの目的と実現のための概念図



## 当社ERM態勢の概要

### ● 経営戦略とリスク選好について

①当社中期経営計画「三井ダイレクト損保 中期経営計画 Vision 2021」における3本柱の一つである「経営基盤強化」の中で「ERM経営の推進」を明記しています。具体的には次の3点になります。

- i : リスク・リターン・資本のバランスを勘案したリスク選好による「健全性（ESR）」「収益性（ROR・VA）」「資本効率（ROE）」の向上
- ii : ERM経営の土台となるリスク文化の醸成
- iii : リスクテイクの方向性（保険引受リスクを積極的：資産運用リスクは現状維持）に沿ったERM経営の高度化

②この中期経営計画策定と同時に、当社の「リスク選好方針」を取り締役会決議にて制定している。特に重要な点は以下の4点になります。

- i : 自動車保険の収支管理の徹底による利益の増大（資本の増加と保有リスクの安定化）
- ii : 再保険の活用により自然災害リスクを軽減
- iii : ボラティリティの高い資産での運用を抑制
- iv : 発現の可能性がより高いリスクによる期間損益への影響把握とリスクテイク水準のコントロール

### ● 当社のリスク選好方針とERMサイクル（経営のP D C A）について

P : 個人向け自動車保険の引受け中心にリスクテイクを行うリスク選好方針に基づき、経営計画および事業収支計画を策定。



D : 収支計画達成のため収支管理を徹底して収益を確保する。利益に連動して増加する資本を積み上げて財務の健全性を確保。



C : 財務の健全性・業務の適切性と収益性・資本効率をモニタリング。



A : モニタリング結果から、経営計画および事業収支計画の見直しを実施するとともに、リスク選好方針との整合性についても確認。

# リスク管理とコンプライアンス

## リスク管理

当社は、多様化・複雑化する事業運営上の様々なリスクを適切に管理することによって、経営の健全性、安定的な成長を確保するため、リスク管理を経営の重要課題として位置付け、リスクの把握・分析・評価及び適切な管理に積極的に取り組んでいます。

### ●リスク管理方針

MS&AD インシュアランス グループの「リスク管理基本方針」に沿って、取締役会で当社の実態に合わせた「三井ダイレクト損害保険株式会社 リスク管理方針」を制定し、リスク管理を行っています。

### ●リスク管理体制

当社は経営戦略を踏まえたリスク選好を行っています。事業運営で生じる各種リスクについては、リスク特性に応じた個別リスクを所管する一次リスク管理部門が、リスク管理プロセス（リスクの特定、評価、処理、効果検証・改善、報告）を実施します。一次リスク管理の適切性と統合的なリスクのモニタリングは、二次リスク管理部門が行います。内部監査部門は、一次と二次のリスク管理プロセスの有効性を評価します。

### ●各種リスクと管理方針

当社では、リスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「オペレーションリスク」に分類し、各リスク特性に応じた管理方針・規程を定めてリスク管理を実施しております。各リスクの管理方針は次のとおりです。

#### 〈保険引受リスク〉

保険引受リスクには、保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動し損失を被る「一般保険リスク」、自然災害によって多数のご契約にお支払いが発生する「自然災害リスク」等があります。当社では、「一般保険リスク」については、収支管理を徹底し、会社経営に重大な影響を与えるリスクの増大を認めたときには、商品の改廃、販売方針の変更などの措置を講じます。また、「自然災害リスク」については、再保険による移転を基本

方針とし、リスクシナリオにおける発生保険金等の分析に基づき、格付等により財務内容・支払能力を確認のうえ選定した出先から適切な再保険カバー入手することで、保有するリスクを、ソルベンシー・マージン比率に大きな影響を及ぼさないレベルに軽減しています。

#### 〈資産運用リスク〉

資産運用リスクには、金利・有価証券等の価格・為替などの変動により保有資産価格が下落する「市場リスク」、与信先の経営悪化等により資産の価値が減少または消失する「信用リスク」等があります。当社では、資産の健全性と安定的な収益確保を最重視する観点から、当面、株価リスク・為替リスクを伴う運用、不動産投資は行わず、国内円建債券、円建預金を中心とした運用を行います。

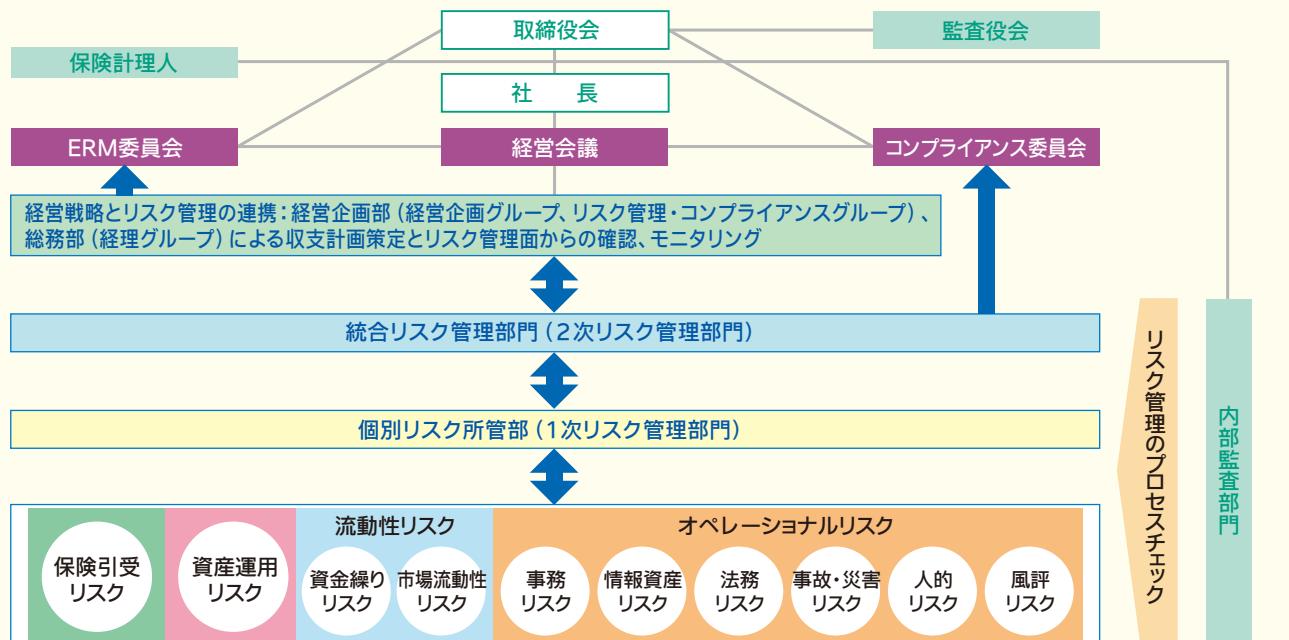
#### 〈流動性リスク〉

自然災害等による保険金支払いによる資金流出や市場の混乱により資金繰りが悪化し、通常より低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、流動性資産を十分に確保するとともに、適切な資金繰り管理を行っています。

#### 〈オペレーションリスク〉

役職員等が事務ミス、事故、不正等を起こす、または災害等の外部要因等により損失を被るリスクをいいます。

当社では、「事務リスク」「情報資産リスク」「法務リスク」「事故・災害リスク」「人的リスク」「風評リスク」の6つのリスクに分類し、各種規程の整備、内部管理の強化、教育・研修等により管理態勢を整え、リスクの軽減に努めています。



## 法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

### ● コンプライアンス基本方針

当社は社会性・公共性の高い損害保険会社として、各種法令を遵守し、高い企業倫理と社員倫理を保つことを経営の最重要課題の一つと認識しています。お客様をはじめ社会から信頼されるよう、自己責任のもとで公正かつ健全な経営を推進するため、コンプライアンス体制の強化・推進に努めています。具体的には、コンプライアンスに関する役職員の行動の基本原則として「行動規範」を制定し、コンプライアンス重視の企業風土の一層の醸成に取り組んでいます。

### ● コンプライアンス推進体制

コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を統括する部門として「経営企画部（リスク管理・コンプライアンスグループ）」を設置しています。また、社内各部におけるコンプライアンスの浸透・徹底を図るためにコンプライアンス・オフィサーを配置し、社内体制の整備を図っています。

### ● コンプライアンスプログラム

当社のコンプライアンスに関する具体的な年間実践計画である「コンプライアンスプログラム」の進捗状況・実施状況は取締役会に定期的に報告されています。

### ● コンプライアンスマニュアル等

コンプライアンスを実施するための具体的な手引としてコンプライアンスマニュアルを策定し、役職員に周知しています。また、当社の「経営理念」「経営ビジョン」「行動指針」とともに「行動規範」「コンプライアンス違反行為に係る報告・相談方法」を役職員が常時参照できる環境を整備することで、コンプライアンスに対する意識付けとコンプライアンス運営の徹底を図っています。

### ● スピーカップ制度（内部通報制度）

組織または個人による法令違反、社内規定違反または不適切な行為などについて幅広く「通報」と「相談」（問合せ、確認等を含む。）を受け付ける報告ルールを定めています。

また通報者の事情等により、通常のルートでは報告しにくいケースの受付窓口として、MS & ADホールディングスが運営する「スピーカップデスク」を設けています。

さらに、経営上重大な法令違反、社内規定違反または不適切な行為に対しては、監査役への通報制度を設け、違法行為等の事実を会社として速やかに認識することにより、倫理・法令等の遵守を推進しています。

なお、上記報告により、通報者または相談者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

## 社内外の監査体制

### ● 社内の監査

#### 〈内部監査態勢〉

当社では、MS&AD インシュアランス グループ内部監査基本方針に基づき、内部監査態勢を整備し、他部門から独立した立場で内部監査を専門的に実施する監査部を設置しています。内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、課題の改善に向けた提言を行うことにより、経営目標の効果的な達成に資することを目的として実施します。

#### 〈内部監査の対象〉

内部監査の対象は、当社におけるすべての業務活動です。取締役会は、監査対象組織や業務のリスクの種類と程度に応じて、各年度の「内部監査計画」を決定しています。

#### 〈内部監査の実施〉

監査部は、取締役会が決定した「内部監査規程」およびそれに基づく「内部監査実施基準」に基づき、各組織を対象とする定期的な内部監査や、特定の業務領域を対象として組織横断的に

行う内部監査、さらに資産の自己査定および償却・引当結果や、財務報告に係る内部統制手続きに関する内部監査を実施しています。

#### 〈内部監査結果〉

監査実施後、監査部は監査対象組織に内部監査結果を通知するとともに、是正・改善を要する事項については、監査対象組織からの改善計画や進捗状況報告に基づき、それらのは是正・改善状況を確認しています。さらに、内部監査結果に基づき、必要と判断した事項について関係部門への情報提供や提言を行っています。内部監査結果および改善の措置の実施状況等は、定期的に取締役会、経営会議および監査役会に報告しています。

### ● 社外の監査

監査法人（有限責任あずさ監査法人）による外部監査（会社法に基づく会計監査）を受けています。なお、上記監査とは別に、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査等を受けています。

## 第三分野における責任準備金の積立の適切性の確保

医療保険については、保険期間が長期（10年）にわたることに加え、医療政策等の外的要因の影響を受けやすいため、将来の不確実性を合理的に見込むことによって、責任準備金の積立の適切性を確保する必要があります。

将来の不確実性（リスク）を考慮して適切な責任準備金の積立を行うため、過去の事故発生の実績値を基礎として、保険数理の方法を用いて合理的かつ妥当な事故発生率を設定します。この事故発生率が保険期間中に変動することによる保険金の増加を99%の確率でカバーする保険金支払額（A）を適切な保険数理の方法を用いて設定します。この結果と予定事故発生率を基礎として算出する保険期間中の予定保険金支払額（P）とを比較して、責任準備金が将来の事故発生率の変動による保険金の増加を十分にカバーできるかどうかを確認する「ストレステスト」

を行います。その結果、(A)が(P)を上回り、不足が認められる場合には、保険期間中の事故発生率が変動することによる保険金の増加を97.7%の確率でカバーする保険金支払額(B)も適切な保険数理の方法を用いて設定し、(A)-(P)と(A)-(B)を計算して、いずれか少ない金額を責任準備金（危険準備金Ⅳ）として積み立てます。(B)が(P)を上回る場合には、保険期間中の収入支出全体の動向を踏まえて「負債十分性テスト」を行います。その結果、不足が認められる場合には、責任準備金（保険料積立金）を追加して積み立てます。

2018年度決算においては、ストレステストの結果、(P)が(A)を上回り、責任準備金の積立は適切であることを保険計理人が確認しており、責任準備金（危険準備金Ⅳ）の積み立ては行っておりません。

# 個人情報の保護

当社はお客さまからいただいたお客さま固有の情報の保護を図るため、適正な管理および業務への利用等を定めた個人情報の取り扱いに関する方針を定めており、当社 Web サイトに掲載しています。

## 当社の個人情報に関する取り扱いについて

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」、その他の関連法令・ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を

### 三井ダイレクト損害保険株式会社

適正に取り扱います。また金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、業務に従事している者等への教育・指導を徹底し、個人情報の取扱いが適正に行われるよう取り組んでまいります。また、当社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善します。

### ① 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。

具体的には、主にインターネットや電話によるお見積り、お申込み、申込書、保険金請求書、アンケート等により個人情報を取得します。また、お見積り、お申込み、お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音等により個人情報（下記⑦の個人番号および特定個人情報を除きます。）を取得することがあります。

### ② 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除きます。下記⑦をご覧ください。）を、次の目的および下記⑤に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、ホームページ等で公表するほか、重要事項説明書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

(1)当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供（契約の引受審査、維持・管理を含みます。）、代理、媒介、取次、管理、ならびに、M S & A D インシュアランス グループ各社の取り扱う他の商品・サービスの案内、提供、管理を行うため。

当社およびグループ各社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

- 損害保険
- 生命保険
- 確定拠出年金
- 融資
- 投資信託
- 天候・地震デリバティブ
- 健康・介護サービス
- リスクマネジメントサービス
- 資産評価サービス
- その他、金融商品・リスク関連サービス
- その他、上記商品・サービスに付帯・関連するサービス

※M S & A D インシュアランス グループ各社については、下記⑤

(1)をご覧ください。

(2)保険事故が発生した場合に適切な保険金を支払うため。

- 保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会等を含みます。）

- 保険金請求に係る保険金の支払い
  - 保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供
- (3)当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため。
- (4)他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- (5)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため。
- (6)キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため。
- (7)その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

### ③ 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

(1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記⑦をご覧ください。）を提供しません。

①法令に基づく場合

②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合

③グループ各社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記⑤共同利用をご覧ください。）

(2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供了する場合には当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

### ④ 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記⑦をご覧ください。）の取扱いを外部に委託することができます。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

①保険契約の募集、損害調査に関わる業務

②保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務

### ③情報システムの開発・保守・運用に関する業務

#### 5 個人データの共同利用

##### (1) グループ会社との共同利用

①当社は、MS & AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」といいます。）がグループ会社の経営管理を行うため、同社との間で、お客様の個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。下記7をご覧ください。）を共同利用することができます。

##### 【個人データの項目】

イ. 株主情報（氏名、住所、株式数等）

ロ. 持株会社および当社が保有するお客様情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客様とのお取引に関する情報）

##### 【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS & AD インシュアランス グループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です（[https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk\\_management/information/privacypolicy/sharing\\_range.html](https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk_management/information/privacypolicy/sharing_range.html) をご参照ください。）。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

②当社およびグループ各社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することができます。

##### 【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客様とのお取引に関する情報

##### 【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS & AD インシュアランス グループの国内・海外保険会社、再保険会社、関連事業会社です（[https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk\\_management/information/privacypolicy/sharing\\_range.html](https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk_management/information/privacypolicy/sharing_range.html) をご参照ください。）。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

③当社は、代理店の委託・管理・教育のために、代理店の店主・募集人等に関する個人データを共同して利用することができます。

##### 【個人データの項目】

氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報、代理店委託、行政当局への届出に関する事項等、店主・募集人等に関する情報

##### 【共同利用者の範囲および管理責任者】

共同利用するグループ会社の範囲は、MS & AD インシュアランス グループの国内保険会社です（[https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk\\_management/information/privacypolicy/sharing\\_range.html](https://www.ms-ad-hd.com/ja/group/value/risk_management/information/privacypolicy/sharing_range.html) をご参照ください。）。なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各保険会社とします。

##### (2) 損害保険業界の情報交換制度

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）または損害保険料率算出機構のホームページ（<https://www.giroj.or.jp/>）をご覧ください。

##### (3) 代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の管理等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご覧ください。

#### 6 センシティブ情報のお取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

①保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

②相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

③保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

④法令等に基づく場合

⑤人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

⑥公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

⑦国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 7 特定個人情報等のお取扱い

番号法にて定められている個人番号および特定個人情報は、同法で限定的に明記された目的以外のために取得および利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記5の共同利用も行いません。

#### 8 開示、訂正等のご請求

##### (1)ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、保険証券または保険引受のご案内に記載された連絡先にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。

##### (2)個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ（上記7の個人番号および特定個人情報を含みます。）に関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等については、当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の方法により手順を行い、後日、ご回答いたします。開示請求については、ご回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

#### 9 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ（上記7の個人番号および特定個人情報を含みます。）の漏えい、滅失または毀損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

#### 10 匿名加工情報の取扱い

##### (1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと

②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

③作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること

④作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしな

いこと

#### (2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

### 11 お問い合わせ窓口

当社は、個人情報（上記7の個人番号および特定個人情報を含みます。）および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・新サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。以後の取扱いを中止させていただきます。なお、ご契約に関する情報の取扱いは中止できません。また、ご契約に関する重要な情報はご案内させていただくことがありますのでご了承願います。

当社の個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

#### 〈お問い合わせ先〉

##### 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客様相談デスク

所在地 〒112-0004

東京都文京区後楽1-5-3

電話 0120-312-770

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く。）

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

#### 〈お問い合わせ先〉

##### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063

東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日・年末年始を除く。）

ホームページアドレス (<http://www.sonpo.or.jp/>)

## 利益相反取引の管理

### 「利益相反管理方針」

当社は、以下の方針に基づき、当社またはMS&ADインシュアランスグループの金融機関（以下「当社等」といいます。）が行う取引に伴い、お客さまの利益が不适当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

### 1. 対象取引およびその類型

#### (1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下「対象取引」といいます。）とは、当社等が行う取引に伴い、お客さまの利益が不适当に害されるおそれのある取引をいいます。

#### (2) 対象取引の類型

当社は、対象取引について以下のような類型化を行い管理します。

①お客さまの利益と当社等の利益が相反するおそれのある取引

②お客さまの利益と当社等の他のお客さまの利益が相反するおそれのある取引

### 2. 対象取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法その他の方法による措置を選択し、または組み合わせることにより、適切に対象取引を管理します。

①対象取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法

②対象取引に伴い、お客さまの利益が不适当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する方法

③対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法

④対象取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法

### 3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより対象取引を一元的に管理します。

また、これらの管理を適切に行うため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不适当に害されることのないように努めます。

### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

本方針において、利益相反管理の対象となる会社は、当社およびMS&ADインシュアランスグループのグループ会社のうち、保険業その他の金融業を行う親金融機関等をいいます。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、次のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。

- 1 三井ダイレクト損害保険は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し適かつ健全な業務の遂行を確保します。
- 2 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 3 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行ないます。  
また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行なわず、民事と刑事両面からの法的対応を行ないます。



# お客さま第一の業務運営に関する方針

当社は、お客さま第一の取り組みを一層推進するため、金融庁が策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、「お客さま第一の業務運営に関する方針」を定め、当社Webサイトに掲載しています。

お客さまからいだくさまざまな声を広く受け止め、品質向上や業務改善に取り組みます。

## お客さま第一の業務運営に関する方針

### 方針1. 「お客さまの安心と満足」を提供する責任を果たします

当社は、お客さまの期待にダイレクトにお応えし、「お客さまの安心と満足」を実現することで、お客さまへの責任を果たします。

### 方針2. お客さまニーズに応える商品・サービスを提供します

当社は、「お客さまの安心と満足」を実現するため、社会環境の変化に伴うお客さまニーズを把握し、わかりやすい商品・サービスと納得感のある保険料を提供します。

### 方針3. ご契約へのご理解・ご納得を得られる説明に努めます

当社は、お客さまにニーズに合った最適な商品を選択いただき、安心と満足を実感いただけるよう、適正な保険募集および契約管理を行います。

- (1) お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、説明方法等を工夫し、わかりやすく説明します。
- (2) お客さまのご意向に沿った適切な商品を選択いただけるよう、お客さまの商品に関する知識、ご予算、ご契約の目的等を総合的に勘案して説明します。
- (3) ご契約後も、ご契約の継続・変更・解約等の手続きを迅速かつ適切に行い、お客さまの利便性を向上させます。

### 方針4. サービスの品質向上に取り組みます

当社は、お客さまの期待に応え、ダイレクト型損害保険会社として最高品質のサービスが提供できるよう、インターネット・Webサイト等のわかりやすさを充実させます。また、代理店への委託を判断する際の事前審査や、委託後の継続的な教育・指導を通じて、サービスの品質向上に取り組みます。

### 方針5. お客さまに寄り添った事故対応を実践します

当社は、事故に遭われたすべてのお客さまや事故のお相手の方にご安心いただくため、迅速な対応かつ丁寧なご説明と適切な保険金のお支払いを実践します。

### 方針6. お客さまからお預かりした保険料を安全・確実に運用します

当社は、お客さまに確実に保険金をお支払いするため、保有資産の安全性と十分な流動性、収益の安定性を確保するなど、財務の健全性に留意した資産運用を行います。

### 方針7. お客さまの利益を不当に害さないよう適切に業務を行います

当社は、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引を管理し、適切に業務を行います。

### 方針8. お客さまの声に真摯に耳を傾け、改善に活かします

当社は、お客さまの声を幅広くお伺いするとともに、寄せられたすべてのお客さまの声に真摯に耳を傾け迅速かつ適切に対応します。また、お客さまの声を品質の向上に向けた諸施策に活かします。

### 方針9. 社員一人ひとりが「お客さま第一」の価値観をもって行動します

当社は、社員一人ひとりが「お客さま第一」の価値観をもって行動するよう、社員教育を継続的に行います。また、社員の評価においても「お客さま第一」に高い価値観を置くことにより、企业文化としての定着を図ります。

2017年6月29日制定

# お客さまの声への取り組み

お客さまから寄せられた苦情・ご意見・ご相談やアンケート等については、「お客さまの声対応方針」に則って対応し、業務改善に活動しています。

また、2016年4月に、国際規格 ISO10002（品質マネジメント－顧客満足－組織における苦情対応のための指針）に適合した苦情対応マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルに沿って適切に運営しています。

なお、2018年度は外部の専門家に適合性について再評価を依頼し、ISO10002の規格に適合している旨の評価を得ています。苦情対応態勢をより一層強化することで、企業品質向上と、さらなるお客さま満足度の向上を実現してまいります。

## お客さまからの信頼にお応えするために

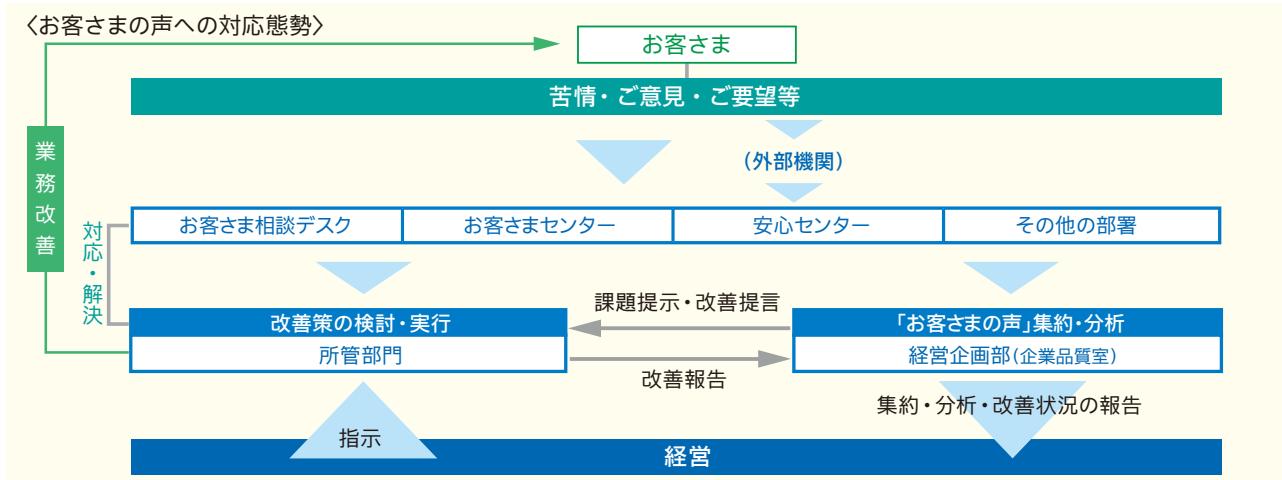
### ● お客さまの声対応方針

三井ダイレクト損保は「お客さまから選ばれ、喜ばれ、信頼される保険会社」となることを目指し、「お客さまの声」に迅速・適切・真摯に対応してまいります。

1. 当社にいただくお問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情、おほめ、感謝等を「お客さまの声」として誠実に受け止め、改善の取り組みを推進することによって、業務品質の向上を実現します。
2. 「お客さまからの不満足の表明」を「苦情」として定義し、迅速な初期対応、早期の解決と再発防止の徹底に努めます。

### ● お客さまの声への対応態勢

- ・「お客さま相談デスク」、「お客さまセンター（コンタクトセンター）」や「安心センター（事故対応サービスセンター）」等にいただいた苦情（お客さまからの不満足の表明）は、速やかに所管部門へ報告し、迅速・適切・真摯に対応するとともに原因の分析や再発防止策の策定を行います。
- ・いただいたお客さまの声（苦情・ご意見・ご要望等）については、集約・分析を行い、それを業務改善につなげるサイクルを構築、運営しています。



### <2018年度お客さまの声(苦情)受付状況>

分類	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
契約・募集に関するもの（契約内容説明、商品内容等への不満足）	359	387	426	745	1,917
契約の管理等に関するもの（変更手続き等への不満足）	8	9	15	14	46
保険金に関するもの（対応遅延、認定金額等への不満足）	405	392	410	324	1,531
その他	46	24	44	56	170
合計	818	812	895	1,139	3,664

## お客さまアンケート

お客さまのご意見・ご要望を積極的にお聴きし、品質向上につなげるため、Web 契約締結時、お客さまセンター応対時、保険金お支払い時にアンケート調査を実施しています。

ご回答内容の分析結果やフリーコメント欄にいただいた貴重なご意見を商品やサービスの改善に活かし、お客さまにさらなる安心と満足をご提供できるよう取り組んでいます。

### Web契約締結時・お客さまセンター応対時のアンケート

当社への評価とご要望をお伺いするため、ご契約いただいたお客さま・ご変更手続きを行ったお客さまを対象にアンケートを実施しています。

Web契約締結時の満足度



《アンケート実施概要》  
集計期間:2018年4月～2019年3月  
回答数:3,935件  
回答方法:Web  
※4段階評価のうち、「満足」「どちらかといえば満足」を「満足」として集計

お客さまセンター応対時の満足度

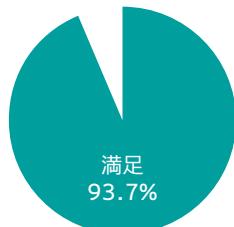


《アンケート実施概要》  
集計期間:2018年4月～2019年3月  
回答数:2,887件  
回答方法:郵送  
※4段階評価のうち、「満足」「どちらかといえば満足」を「満足」として集計

### 保険金お支払い時のアンケート

事故対応についての評価とご要望をお伺いするため、保険金をお支払いしたお客さまを対象にアンケートを実施しています。

保険金お支払い時の満足度



《アンケート実施概要》  
集計期間:2018年4月～2019年3月  
回答数:8,785件  
回答方法:郵送ならびにMyホームページ  
※4段階評価のうち、「満足」「どちらかといえば満足」を「満足」として集計

## さらなる品質向上に向けた取り組み

当社は、単なる顧客満足度ではなく、お客さまの「人に薦めたくなるほど満足」を追求し、お客さまの期待を大きく上回るサービスの提供につなげるため、お客さまアンケートにおいて満足度のほか、先進的な評価基準（NPS®）を導入しています。お客さまからいただいたご意見は社内で共有し、お客さまにより高品質なサービスをご提供するために、常に業務改善に活かしています。

今後も「お客さま第一」に基づいた品質向上に取り組み、一般的な「満足」を超えた「感動」の獲得に努めていきます。

※ NPS® とは「Net Promoter Score®」の略称であり、10点（とても薦めたい）から0点（まったく薦めたくない）までの11段階からお客さまに評価をしていただきます。このうち10点および9点の評価をした方が「推奨者（薦めたい）」、6点～0点の評価をした方が「批判者（薦めたくない）」となり、その割合の差がNPS®です。

Net Promoter Score® および NPS® は、ベイン・アンド・カンパニー (Bain & Company)、フレッド・ライクヘルド (Fred Reichheld)、サトメトリックス・システムズ (Satmetrix Systems) の登録商標です。

## 「お客さまの声」を反映した業務改善取り組み事例

### お客さまの声

保険料算出項目に、衝突予防安全装置有無を追加してほしい。

Web サイトの人身傷害保険「保険金額設定」ページに掲載されている「平均的な損害額」について、家族構成等により大きく異なってくるので、それに応じたモデルケースを掲載してほしい。

手続き時に入力する既存破損個所は、どの程度の傷まで入力すべきなのかわかりづらい。

海外からも繋がるお客さまセンターのフリーダイヤル以外の電話番号を、Web に掲載してほしい。

### 改善への取り組み

2018年7月1日始期契約から、総合自動車保険に「ASV 割引」を新設しました。

一定の条件を充たす AEB（衝突被害軽減ブレーキ）を装着している先進安全自動車（ASV）の場合には、保険料を割り引きます。詳しくは当社 Web サイト（用語集「ASV 割引」）をご参照ください。

25歳から80歳までの年齢ごとに、家族構成別（独身、夫婦、夫婦+1名、夫婦+2名以上）の平均的な損害額（死亡の場合の目安）を掲載しました。

破損の入力基準がわかるように、破損の定義を手続き画面に明記しました。

Web サイトの「問合せ番号一覧」画面に電話番号を掲載しました。

## お客さまのお問い合わせ・ご相談窓口

### ● 事故のご連絡

事故にあわれた方は「事故受付センター」へご連絡ください。

電話番号 **0120-258-312**

受付時間 24時間365日

### ● ご相談・苦情

当社へのご相談・苦情は「お客さま相談デスク」へご連絡ください。

電話番号 **0120-312-770**

受付時間 (平日) 9:00～17:00 (土日祝)休み

### ● お問い合わせ

当社へのお問い合わせは「お客さまセンター」へご連絡ください。  
(自動車保険・バイク保険・ドライバー保険と医療保険でご連絡先が異なります。)

**<自動車保険・バイク保険・ドライバー保険>**

電話番号 **0120-312-405**

※海外・IP電話から 047-631-2612 (有料)

受付時間 (平日) 9:00～22:00 (土日祝) 9:00～18:00

**<医療保険>**

電話番号 **0120-312-830**

受付時間 (平日) 9:00～18:00 (土日祝)休み

### ● 社外の相談窓口 (中立・公正な立場で問題を解決する損害保険業界関連の紛争解決機関)

#### 「そんぽ ADR センター」(手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号 ナビダイヤル (全国共通・通話料有料) 0570-022808

IP 電話から

03-4332-5241 (そんぽ ADR センター東京)

受付時間 (平日) 9:15～17:00 (土日祝)休み

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご参照ください。

#### 「そんぽ ADR センター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

##### ○ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ (<http://www.jibai-adr.or.jp>) をご参照ください。

##### ○ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国 11 か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ (<http://www.jcstad.or.jp>) をご参照ください。

# お客さまの安心のために 商品・サービスについて

## ご契約の仕組み

### 契約のお手続き方法

当社では主としてインターネットを通じて契約を締結します。

いつでもインターネット上の当社Webサイトでご契約のお申し込みを承ります。

お見積り



見積結果表示



ご契約内容の確認



お客さま情報入力



重要見積条件の再確認



お申し込み内容の確認



保険料の払込み(支払方法の選択)



手続完了

お電話でのお見積りも承ります。

お客さまセンター 0120-280-871

受付時間(平日)9:00~22:00 (土・日・祝日)9:00~18:00

<https://www.mitsui-direct.co.jp/>



お見積り条件をご選択いただき、お車や主な運転者などの情報をご入力いただくと、お見積り結果が表示されます。



(※1)29ページに記載の「契約内容の確認に関する取り組みの概要」をご覧ください。

(※2)ご契約に際して特にご確認いただきたい事項や、ご契約者さまにとって不利益となる事項等についてご説明しています。

## お客さまセンター（コンタクトセンター）によるサービス

当社のお客さまの大部分はインターネットからお申し込みの手続きをされますが、手続き方法や補償内容に関するご不明点などのご照会はお客さまセンターで対応しています。またお客さまセンターでは電話による保険のお申し込み、電話・電子メール・チャット・FAXによるさまざまなお問い合わせ、お申し込み後の事務手続きなどについてもお客さまの立場にたって親身にご対応させていただきます。スタッフ一人ひとりが豊富な知識と温かい“真”心をもった保険のコンサルタントとして、お客さまの安心と満足のために、お客さま一人ひとりのニーズや状況に応じた適切な補償内容や加入方法のアドバイスをはじめとする、迅速・正確なお客さまサポートを行っています。



## 保険募集について

### ● 契約内容の確認に関する取り組みの概要

当社では、自動車保険、バイク保険およびドライバー保険のご契約手続きの際に、ご契約内容がお客さまのご希望に沿ったものであるか、適正な保険料を算出するための事項が正しく設定されているかなどについて、「ご契約内容確認項目」をご確認いただいています。

### ● ご注意いただきたいこと

①ご契約内容をご確認ください。

保険契約が成立し、保険料の入金を確認した後、当社では速やかに保険証券<sup>(※)</sup>を作成し、お客さま宛に送付します。ご契約内容をご確認の上、大切に保管してください。

②ご契約内容の変更はすぐにご連絡（お手続き）ください。

ご契約後に、お車の譲渡や車種変更等、証券記載<sup>(※)</sup>の事実に変更が生じたときは、ただちにお客さま専用の「My ホームページ」からご契約内容変更手続きをおとりいただくか、お客さまセンターにご連絡ください。変更が生じてから当社にご連絡いただくまでの間に生じた事故については、保険金をお支払いできないことがあります。

※ e サービス（証券不発行）割引を適用し、保険証券の発行を請求されない場合は、当社 Web サイト契約者向けページ（My ホームページ）の画面に掲載されているご契約内容をご参照ください。

### ● クーリングオフ制度について

当社では、お客さまが安心してご加入いただけるよう、クーリングオフ制度を設けています。お客さまは、保険証券兼領収証〔e サービス（証券不発行）割引適用の場合は「保険引受のご案内〕受領の日から起算して 8 日以内に、書面でご契約を撤回または解除することができます。

### ● 通信内容の暗号化等によるセキュリティ確保について

①お客さまが入力された情報（お客さまの個人情報、お見積り・お申し込み情報など）は、機密性の高い暗号化技術で通信のセキュリティを確保しています。

②お預りしたお客さまの情報はファイアーウォールにより保護された安全なデータベースに保管しており、外部からの不正な侵入を防止しています。

上記のとおり、お客さまに関する情報の取り扱いおよびセキュリティに関しましては万全を期しております。  
なお、当社の Web サイトのご利用にあたっては、別途定めております「利用規約」をご確認ください。

### ● 代理店について

「保険業法」に従い、保険会社と損害保険代理店委託契約を締結した後、監督官庁に代理店登録を行うことが義務づけられています。

## 勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を、次のとおり定めております。

当社は、保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他の各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。

### ● お客さまの立場に立った商品販売に努めます

- お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすいご説明に努めてまいります。
- お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿ったご説明に努めてまいります。
- 当社はインターネットや電話を通じた販売を行なっており、特に電話による販売を行なう場合には時間帯等について十分配慮いたします。

### ● 適正な業務運営に努めます

- お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- お客さまのご意見・ご要望等を商品の開発・販売方法に活かしてまいります。
- 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めてまいります。

# 事故対応サービス

## 事故発生から解決まで

事故発生から保険金お支払いまでの一般的な流れは以下のとおりです。



### 三井ダイレクト損保 事故受付センターへご連絡

#### 1 事故受付

夜間休日を問わず24時間365日、年中無休でお客さまからの事故連絡の受付を行います。  
インターネット上の「Myホームページ」による事故連絡の受付も行っております。

#### 2 初期対応

相手方への連絡や病院への治療費の請求手続き案内、修理工場への損害状況の確認など事故後の初期対応を行い、対応結果をお客さまにご報告します。

#### 3 損害の確認・事故解決に向けた話し合い

必要に応じ、事故現場や修理工場への立ち会いや、対人事故の場合には病院や被害者の方への訪問を行い、損害の確認および事故解決に向けた話し合いをします。

#### 4 中途経過のご報告、ご質問・ご相談の受付

専任スタッフよりお客さまへ事故の進捗状況をタイムリーにご連絡します。  
ご希望のお客さまは、対物・対人事故の進捗状況について中途経過を「Myホームページ」上で確認できます。また、「Myホームページ」上のお客さま専用連絡ツール「安心メッセージボード」では、お客さまと専任スタッフ間のご質問、ご相談の双方向のやりとりができます。

#### 5 保険金のお支払い

必要な書類を受領後、保険金をお支払いします。  
ご提出いただく書類をできるだけ省略するなど、スピーディーな保険金のお支払いに努めます。

## 事故対応サービスのご紹介

事故にあわれたお客さまにご安心いただけることを第一に考え、さまざまな事故対応サービスでお客さまの安心を支えます。

- 事故連絡の受付は365日24時間、連絡受付後の初期対応（相手方、修理工場・病院等への連絡）は365日9時から19時まで実施し、お客さまに少しでも早くご安心いただけるよう、迅速に事故対応を行います。
- 経験豊富なスタッフが、事故車両の損害確認、被害者の方への応対、示談交渉等について責任をもって誠実に対応します。
- 事故対応に関する中途経過報告は、お客さまのご要望に沿って、電話、インターネット、書面を活用し、きめ細かく行います。
- インターネット上のお客さま専用「Myホームページ」で、お客さまのご都合のよい時間に、事故対応の進捗状況や保険金お支払い内容等をご確認いただけます。「Myホームページ」には、お客さまと専任スタッフとの連絡ツール「安心メッセージボード」もございます。
- お客さまへの説明は、十分にご理解いただけるよう、丁寧でわかりやすく行います。
- お客さまに賠償責任が発生しない被害事故の場合にも、専任スタッフが親身に相談にあたります。  
(注) 全くの被害事故の場合、被害者側の保険会社は示談交渉を行うことはできません。



# インターネットによる事故対応サービス

インターネットを通じたさまざまな事故対応サービスを提供し、お客さまに安心をお届けします。

## ● 「My ホームページ」による各種情報のご案内

お客さま一人ひとりにご用意した「My ホームページ」で、以下の内容をご案内します。

- ・ご報告をいただいた事故の担当者名、連絡先等
- ・ご報告をいただいた事故について補償対象となる保険金の種類と補償の概要
- ・保険金ご請求に必要な書類

※ 「My ホームページ」から事故対応サービスに関するアンケートに回答することができます。2018 年度のアンケート結果は、お客さまの声への取り組みページをご覧ください。

**事故対応についてのご案内**

この度の事故につきましては、心からお見舞い申し上げます。以下のとおり、交付をいたしておりま  
すのでどうかご安心ください。ご不明な点等ございましたら、担当者までご遠慮なくお問い合わせく  
ださい。

**新着通知**

- 事故対応の状況に新着情報があります ✓
- 保険金お支払いの履歴に新着情報があります ✓

**事故対応の基本情報**

**事故の内容**

事故発生日	2018年01月10日
-------	-------------

**保険金の種類と補償の概要**

今回の事故でお支払いの可能性がある保険金の種類と補償の概要をご案内いたします。

▶ 保険金の種類と補償の概要

- お客様にて提出いただきました書類
- 保険金のお支払い時期

**担当者・お問い合わせ先**

インターネットからのお問い合わせ

お客様と担当者間の連絡ツールをご用意いたしました。  
担当者にご質問・ご相談等ございましたら、安心メッセージボードをご利用ください。

▶ 安心メッセージボード

**事故対応の経過**

補償種類ごとに事故対応の経過をご確認いただけます。

補償種類	被害者氏名 相手方氏名	情報更新日	保険金の お支払い
対物	田中 晴郎	2018年11月06日	詳細
対人	田中 晴郎	2018年11月06日	詳細

**保険金のお支払い履歴**

お支払手数日	お支払金額
2018年11月06日	100,000円

▶ 次年度概算保険料シミュレーション

保険金をご請求いただいた場合の次年度以降の概算保険料をご確認いただけます。

▶ 次年度以降の概算保険料

**インターネットによる事故受付**

24 時間年中無休で電話による事故連絡の受付を行っておりますが、「My ホームページ」でインターネットによる事故のご連絡をいただくこともできます。

## 安心メッセージボード

お客さま専用の連絡ツール「安心メッセージボード」では、お客さまと専任スタッフ間の双方向のメッセージ交換ができます。また、過去のメッセージは一覧形式でご確認いただけます。

**安心メッセージボード**

担当者にご質問・ご相談等ございましたら、【メッセージを入力する】ボタンを押してください。

▶ メッセージを入力する

メッセージ一覧

1/1ページ 前ページ | 次ページ

三連ダイヤル 預け直 2018/11/08 09:21:07

ご報告いただきました件につきまして回答いたします。  
お支払いは、車両保険主とお支払いする場合に、お客様に自己負担していただく事務です。  
修理完了や納車時に、お支払いから修理工場へお渡しをお支払くださいよう、お願いいたします。

お客様 2018/11/08 09:21:07

車両保険の先支金は、いつどこへ支払はいよいですか?

1/1ページ 前ページ | 次ページ

## 対物・対人事故の対応経過のご案内

ご希望のお客さまは対物・対人事故の解決までの進捗状況を確認できます。状況が進捗し、「My ホームページ」の記載内容を更新する都度、お客さま宛てに e メールでご連絡します。

## 保険金のお支払いのご案内

保険金のお支払い履歴を一覧形式でご案内します。また、お支払い内容（お支払い金額、お支払い先等）が確認できます。お支払い案内画面を印刷することも可能です。

**保険金のお支払い内容**

以下より、保険金のお支払いの手順を示しましたので、ご覧ください。

お支払手数日: 2018年11月07日 合計お支払額: 263,300円

お支払手数番号	保険金の種類	お名前	お支払先	お支払手数料
00000000000000000000	対物	田中 晴郎	田中 晴郎	100円
00000000000000000001	対人	田中 晴郎	田中 晴郎	100円

被害者の名の変更  
被害者の名の変更にご了承のうえお支払金を支払いました。

被害者の名の変更  
被害者の名の変更にご了承のうえお支払金を支払いました。

## 次年度以降の契約（継続時）の概算保険料のご案内

保険金をご請求された場合とご請求されなかった場合の次年度以降の契約（継続時）の概算保険料が確認できます。保険金をご請求されるかどうかのご検討時に参考情報としてご利用いただけます。

※条件により確認できない場合がございます。

**次年度以降の概算保険料**

保険金をご請求された場合とご請求されなかった場合の次年度以降の契約（継続時）の概算保険料を確認します。お支払い金額によっては、お支払い金額を考慮して保険料を算出する場合があります。

下記の表は、「お支払いして前の年賃料」「お支払いして次の年賃料」「お支払いして前の年賃料+お支払いして次の年賃料」と表示されます。うちお支払いの年賃料が「お支払いして前の年賃料」の場合は、車両の修理料で充当されてしまうため、「お支払いして次の年賃料」の場合は車両の修理料が充当されないことがあります。保険金を請求しない場合と同様です。

当年度の年賃料  
(支払手数料込)  
153,900円

次年度以降の年賃料  
(支払手数料込)  
47,900円

**当該プラン・車両の場合**

保険金を請求した場合	保険金を請求しない場合
保険料 153,900円	保険料 47,900円

当該プラン・車両の場合  
保険金を請求した場合  
保険金を請求しない場合  
保険料  
153,900円

当該プラン・車両の場合  
保険金を請求した場合  
保険金を請求しない場合  
保険料  
47,900円

## サポート体制・全国ネットワーク

### ● サポート体制

自動車事故に精通した経験豊富なスタッフがダイレクトに安心をお届けします。

#### 親身なサービス

##### 専任担当制

解決まで人身事故・物件事故の専任スタッフが責任をもって担当します。

##### 被害事故専任担当

保険適用にならない被害事故についても、専任スタッフが親身に相談にあたります。

#### 身近なサービス

##### 24時間事故受付

夜間休日を問わず24時間365日、年中無休で事故連絡の受付を行います。

インターネットによる事故連絡の受付も行っています。

##### 安心の事故対応時間

事故受付後の修理工場等への初期対応は9時から19時まで、それ以後のご照会・ご相談は平日9時から17時まで対応します。

#### 休日でも安心のサービス

##### 休日でも安心の初期対応時間

休日の事故でも、9時から19時まで初期対応を行います。

##### 休日事故のお客さま急行サービス

休日の事故でお客さまや相手方が入院された場合、ご要望によりお客様のもとに急行します。

#### 多言語事故対応サービス

事故の相手方が日本語に不自由な外国人の方であっても、三者間通話を行い、円滑に事故対応を進めます。

対応言語は次の14ヶ国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、インドネシア語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語、ロシア語）。訪日外国人が増加している昨今、万一の事故であっても万全の体制でサポートします。

## その他の事故対応サービス

### ● 保険金請求書省略サービス<sup>(※)</sup>

物件事故では、原則保険金請求書を省略し、保険金のお支払いをいたします。

### ● 診断書省略サービス<sup>(※)</sup>

入通院日数など一定の条件を満たしていれば、診断書を省略して、保険金をお支払いします。

### ● 交通事故証明書取付代行サービス

保険金お支払いに必要な交通事故証明書は、お客様に代わり取り付けます。

### ● 全国ネットワーク（2019年7月1日現在）

全国に広がる安心のネットワークでしっかりサポートします。

#### 指定修理工場ネットワーク（全国約2,000カ所）

お客様にきめの細かいサービスを提供するため、指定修理工場ネットワークを全国各地に展開しています。

- (1) 引取・納車無料サービス
- (2) 修理期間代車無料サービス
- (3) 納車時洗車サービス
- (4) 修理箇所保証サービス<sup>(注)</sup>

<sup>(注)</sup> お客様が修理車両を所有されている期間中に限ります。  
(自然損耗等は除きます)

※二輪自動車・原動機付自転車は対象外です。

※ガラスのみの修理を自宅等で実施する場合は、修理箇所保証サービスのみご利用可能となり、他のサービスはご利用いただけません。

#### 損害サポートネットワーク（全国約480カ所）

全国の損害サポートネットワークにより、スピードーに損害の確認、事故現場および事故状況の確認を行います。

#### 弁護士ネットワーク（全国約160事務所）

難航する事案や訴訟の場合にも、全国の弁護士ネットワークにより解決をバックアップします。

### ● 事故受付・支払案内サービス

事故の受付や保険金お支払いの際に、担当者名・連絡先・お支払い内容などをご案内します。

### ● 入院保険金内払サービス

自損事故傷害・ファミリー傷害特約について、入院中であっても保険金の内払いをします。

※省略サービスは、ご利用いただけないこともあります。

# 取扱商品

(2019年7月1日現在)

## 自動車保険・バイク保険

当社の自動車保険・バイク保険は、お客さまにとって、わかりやすい商品・サービス内容としており、安心していただける事故対応サービスと幅広いお客さまに納得いただける保険料をご提供しています。

### ●すべてのお客さまにご安心を

当社は、「納得していただける補償内容・保険料の実現」とあわせ、事故にあわれたお客さまに安心していただけることを第一に考えています。

1事故ごとに人身事故・物件事故の専任スタッフが責任を持って担当として解決にあたり、また、保険が適用されない被害事故でも専任スタッフが親身にご相談をお受けしております。

⇒詳細は32ページをご参照ください。

### ●より多くのお客さまにより納得していただける保険料

業務効率化によるコストダウンと、お客さまのリスク<sup>(注)</sup>に合わせた保険料体系の採用を通じて、「より多くのお客さまに納得していただける保険料」をご提供しております。

(注) 記名被保険者の「年齢」「運転免許証の色」、ご契約のお車の「使用目的」「年間走行距離」など。

### ●お客さまのニーズに合わせた必要な補償

当社ではお客さまが必要とされる補償を厳選してお届けしています。「賠償保険」「傷害保険」「車両保険」の3種類の補償内容から、必要な補償を自由に組み合せてご契約いただけます（「車両保険」は自動車保険のみ）。

#### 自動車保険(総合自動車保険)・ バイク保険(総合バイク保険)の補償内容

賠償保険	対人賠償保険、対物賠償保険、対物超過修理費用特約
傷害保険	人身傷害保険（人身傷害補償特約） <sup>(注1)</sup> 、 搭乗者傷害保険、無保険車傷害特約、自損事故傷害特約
車両保険	車両保険 <sup>(注2)</sup> 、身の回り品補償特約 <sup>(注2)</sup> 、 事故付随費用補償特約 <sup>(注2)</sup>
その他	弁護士費用補償特約、 ファミリー傷害特約 <sup>(注2)</sup> 、搭乗者傷害W ケア <sup>(注2)</sup> 、レンタカー費用特約 <sup>(注2)</sup> 、他車 運転特約 <sup>(注2)</sup> 、ファミリーバイク特約 <sup>(注2)</sup> 、 被害者救済費用特約 <sup>(注2)</sup> 等

(注1)自動車保険の場合は「人身傷害保険」、バイク保険の場合は「人身傷害補償特約」となります。

(注2)自動車保険のみ対象となります。

### ●保険料の割引制度

#### インターネット契約割引

インターネットでご契約手続きをしていただくと、自動車保険の新規のご契約の場合、保険料を最大10,000円割り引きます。また、バイク保険の新規契約、ならびに自動車保険・バイク保険の継続契約の場合、保険料を3,000円割り引きます。

#### eサービス（証券不発行）割引

インターネットでご契約いただく際、保険証券の発行を請求されない場合は、さらに保険料を500円割り引きます。

#### 継続割引

当社で継続されてきた回数に応じて、保険料を割り引きます。

#### ASV割引

一定の条件を満たすAEB（衝突被害軽減ブレーキ）を装着している先進安全自動車（ASV）の場合には、保険料を9%<sup>(注)</sup>割り引きます。

(注) ご契約の保険料の割引率は、契約条件等によって9%とは異なる場合があります。

### ●ロードサービス<sup>(注)</sup>

#### レッカーサービス

お車が事故または故障で自力走行不能となった場合、レッカーカー（積載車）が出動し現場から当社（ロードサービスセンター）が指定する修理工場まで距離の制限なく無料でけん引いたします。

ただし、お客さまが修理工場等を指定される場合は、50km（実走距離）を限度に無料でけん引いたします。

#### 車両トラブル緊急対応サービス

キー閉じ込みやバッテリー上がり等偶然なトラブルや故障時に現場で対応可能な簡易作業を無料提供します。

#### 携帯電話GPS位置情報サービス

ロードサービスをご利用いただく際、旅行先など見知らぬ場所でも、事故・故障現場を正確に特定することにより、迅速なサービスのご提供をいたします。

#### その他のサービス

故障電話相談サービス、ガソリンスタンド案内サービス、レンタカー案内サービス、安心車検紹介サービス等があります。

(注) ①サービスが提供可能となるトラブルの範囲や無料となるサービスの範囲には制限があります。

②バイク保険は、レンタカー案内サービス、安心車検紹介サービス等対象外となるサービスがあります。

③このサービスは、業務を委託している会社より提供します。

## e ドライバー保険（ネット専用）

e ドライバー保険は「マイカーを持たないが、車を運転する機会がある」というお客さまをしっかりとサポートします。

### ●借用自動車運転中の事故を補償

相手の方への賠償（賠償保険）、ご自身や同乗者の方のおけがの補償（傷害保険）などから必要な補償を選べる保険です。借用自動車の運転に関わる基本的な損害の補償から各種費用まで、お客さまのニーズに合わせた補償をご提供します。

### ●自転車運転中の賠償事故も補償

近年急増し社会的な問題となってきたる、自転車運転中の賠償事故も補償します。

## 主な商品改定

(2013年4月～2019年7月)

改定年月		主な改定内容
2013年	4月	ノンフリート等級別料率制度の改定
2014年	4月	暴力団排除条項の導入
	7月	新規契約のインターネット契約割引を最大10,000円へ改定
2015年	10月	継続割引の導入
		搭乗者傷害保険・医療保険金の支払方法の変更
		保険料の算出項目（運転免許証の色、年間走行距離等）の追加
2018年	7月	ASV割引の導入
		不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約の新設

# 損害保険の仕組み

## 損害保険の仕組み

### ● 損害保険制度

損害保険制度とは、同じ種類の危険(自動車事故等)にさらされている多数の人々が、統計学を利用してその危険に応じて算出された保険料を支払うことによって、万一の事故に遭った場合に被る経済的損害に対して保険金を受ける相互扶助の制度です。一つひとつの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に発生していますが、同一危険の集団を見ると一定の確率で発生していることが見出せます。これが「大数の法則」といわれるものです。損害保険はこの「大数の法則」にもとづいて相互にリスクを分散することによって経済的補償を得る制度です。このように損害保険は、その幅広い普及により個人や企業を様々な危険や災害から守り、個人生活や企業経営の安定を図る重要な社会的役割を果たしています。

### ● 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然の事故によって生ずる損害に対して保険金を支払うことを約束し、保険契約者はその損害の発生の可能性に応じた保険料を支払うことを約束する契約であるということが保険法第2条に定められています。損害保険契約は双務・有償契約であり、保険契約者と保険会社双方の合意のみで成立する不要式の諾成契約です。

### ● 再保険

再保険とは、保険会社が引き受けた保険責任の一定部分を他の保険会社に引き受けてもらう(出再)または逆に他の保険会社から引き受ける(受再)ことにより、危険の平均化・分散化を図る仕組みです。

再保険を利用することにより、広域大災害等に対する引受能力を補完するとともに、保険会社経営の安定を図ります。

## 保険約款

### ● 保険約款の位置付け

保険約款とは、保険会社と契約者・被保険者双方の権利や義務等保険契約の内容を定めたもので、基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約)から構成されています。

保険約款には主に以下の内容が規定されています。

- ①補償の内容(保険金支払い対象となる事故と保険金の内容)
- ②保険金が支払われない場合
- ③契約時に保険会社に申し出る必要がある危険に関する重要な事項(告知事項)
- ④⑤のうち契約後に保険契約の内容に変更があった場合に保険会社に申し出る必要がある重要な事項(通知事項)
- ⑤契約が無効・失効・取消・解除となる場合

### ● ご契約時の留意事項

保険契約のお申し込みに際しては重要事項説明書、普通保険約款および特約の内容、個人情報に関する取り扱い、保険申込書等の記載内容を十分にご確認の上ご契約いただくことが必要です。特に保険申込書等は保険会社および契約者の双方を拘束する重要なものであり、その記載内容が事実と相違していた場合は保険金がお支払いできないことがありますので、ご契約いただく前に再度ご確認ください。

### ● 保険約款に関する情報提供方法

ご契約にあたってよくご理解していただく必要のある内容については「パンフレット」「重要事項説明書」等を作成し、保険約款の概要および重要な事項についてご案内しています。

ご契約時にはこれらの資料の記載内容を十分ご理解いただきますようお願いいたします。

## 保険料

### ● 保険料の收受・返還

保険料は、当社の所定の方法(銀行・コンビニエンスストア払込み、クレジットカード払)でお払い込みいただけます。保険のお申し込みをいただき、保険期間が始まっても、保険料をお払い込みいただく前に生じた事故については、保険金のお支払いはできません。

保険期間中に保険契約の内容に変更が生じた時は、追加保険料の請求や保険料の返還を行います。また、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険料を保険約款の規定に従いお返しします。ただし、お返しできない場合もありますので、保険約款等をご確認ください。

### ● 保険料率

保険料率は、純保険料率(保険金のお支払いに充てられる部分)と、付加保険料率(保険会社の経費等に充てられる部分)からなり立っています。

純保険料率は、当社が算出し、金融庁による認可後、使用しています。

# 【資料】会社概要・業績データ

<b>I . 当社の概況</b>	
① 株主・株式の状況	
1. 基本事項	37
2. 大株主	37
3. 資本金の推移・最近の新株の発行	37
② 役員の状況	37
③ 会計監査人の状況	38
④ 沿革と組織	
1. 会社の沿革	38
2. 組織図	38
3. 店舗所在地	39
4. 全国ネットワーク	39
⑤ 従業員の状況	
1. 従業員の状況	39
2. 採用方針	39
3. 人財育成制度	39
<b>II . 当社の主要業務に関する事項</b>	
① 主要な業務の状況を示す指標の推移	40
② 業務の状況を示す指標等	
1. 主要な業務の状況	
① 元受正味保険料	40
② 正味収入保険料	40
③ 受再正味保険料	40
④ 支払再保険料	41
⑤ 解約返戻金	41
⑥ 保険引受利益	41
⑦ 正味支払保険金及び正味損害率	41
⑧ 元受正味保険金	41
⑨ 受再正味保険金	41
⑩ 回収再保険金	42
2. 保険契約に関する指標等	
① 契約者配当金	42
② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率	42
③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	42
④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	42
⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合	42
⑥ 出再保険料の格付ごとの割合	43
⑦ 未収再保険金	43
3. 経理に関する指標等	
① 支払備金	43
② 責任準備金	43
③ 責任準備金積立水準	43
④ 引当金明細表	44
⑤ 貸付金償却	44
⑥ 資本金等明細表	44
⑦ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動	44
⑧ 事業費（含む損害調査費）	44
4. 資産運用に関する指標等	
① 資産運用の概況	45
② 利息配当収入の額及び運用利回り	45
③ 海外投融資残高及び構成比	45
④ 海外投融資利回り	45
⑤ 商品有価証券の平均残高及び売買高	45
⑥ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比	45
⑦ 保有有価証券利回り	45
⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高	46
⑨ 業種別保有株式の額	46
⑩ 貸付金の残存期間別の残高	46
⑪ 担保別貸付金残高	46
⑫ 使途別の貸付金残高及び構成比	46
⑬ 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	46
⑭ 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	46
⑮ 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	46
⑯ 特別勘定に関する指標等	46
⑰ 責任準備金の残高の内訳	47
⑯ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	47
⑯ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	47
<b>III . 財産の状況</b>	
① 計算書類	
1. 貸借対照表	48
2. 損益計算書	52
3. キャッシュ・フロー計算書	53
4. 株主資本等変動計算書	54
② リスク管理債権	
1. 破綻先債権	55
2. 延滞債権	55
3. 3ヶ月以上延滞債権	55
4. 貸付条件緩和債権	55
③ 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況	55
④ 債務者区分に基づいて区分された債権	
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	55
2. 危険債権	55
3. 要管理債権	55
4. 正常債権	55
⑤ 保険会社に係る保険金等の支払い能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)	56
⑥ 時価情報等（取得価額又は契約価額、時価及び評価損益）	
1. 有価証券	
① 売買目的有価証券	57
② 満期保有目的の債券で時価のあるもの	57
③ その他有価証券で時価のあるもの	57
④ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額	57
2. 金銭の信託	57
3. デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く）	57
4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引	57
5. 先物外国為替取引	57
6. 有価証券関連デリバティブ取引（7. に掲げるものを除く）	57
7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引（国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る）	57
7. その他の確認書	58
<b>損害保険用語の解説</b>	58

# I. 当社の概況

## 1 株主・株式の状況

### 1. 基本事項

●決算期日 每年3月31日(年1回) ●定時株主総会 每年6月開催

●電子公告 URL <http://www.mitsui-direct.co.jp/corporate/profile/notice/>

### 2. 大株主

(2019年7月1日現在)

氏名または名称	当社への出資状況	
	普通株式持株数(株)	持株比率(%)
MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社	1,433,260	89.7
三井物産株式会社	109,300	6.8
三井住友信託銀行株式会社	24,640	1.5
大樹生命保険株式会社	15,400	1.0
株式会社三井住友銀行	15,400	1.0

### 3. 資本金の推移・最近の新株の発行

(2019年7月1日現在)

年月日	新株発行数(株)	発行済株式総数(株)	増資額(百万円)	資本金(百万円)
1999年6月3日	2,000	2,000	100	100
1999年11月8日	6,000	8,000	300	400
1999年12月8日	16,000	24,000	800	1,200
1999年12月15日	16,000	40,000	800	2,000
2000年5月11日	60,000	100,000	3,000	5,000
2001年4月1日	60,000	160,000	3,000	8,000
2001年12月15日	60,000	220,000	3,000	11,000
2003年3月28日	88,000	308,000	4,400	15,400
2004年3月31日	12,000	320,000	600	16,000
2005年3月30日	80,000	400,000	4,000	20,000
2007年3月28日	250,000	650,000	10,000	30,000
2010年3月10日	170,000	820,000	2,600	32,600
2015年6月19日	244,000	1,064,000	2,501	35,101
2016年6月20日	534,000	1,598,000	4,005	39,106

## 2 役員の状況

(2019年7月1日現在)

役職	氏名	担当等
取締役社長 社長執行役員(代表取締役)	宮本晃雄	
取締役 副社長執行役員(代表取締役)	伊藤洋一	お客様センター部、総務部、監査部、経営企画部リスク管理・コンプライアンスグループ〔補佐〕、働き方改革担当
取締役 副社長執行役員	渡瀬賢	損害サポート業務部、商品企画部、経営企画部、監査部〔補佐〕
常務執行役員	井上哲郎	損害サポート第一部、損害サポート第二部
執行役員	麻喜博人	マーケティング部、IT企画部
取締役(非常勤)	藤井史朗	
取締役(非常勤)	八星衛	
取締役(非常勤)	河村浩一	
監査役(常勤)	荻野隆俊	
監査役(非常勤)	三浦浩	
監査役(非常勤)	鈴木啓司	

(注) 監査役 荻野隆俊、三浦浩は、社外監査役です。

### 3 会計監査人の状況

名称 有限責任あずさ監査法人

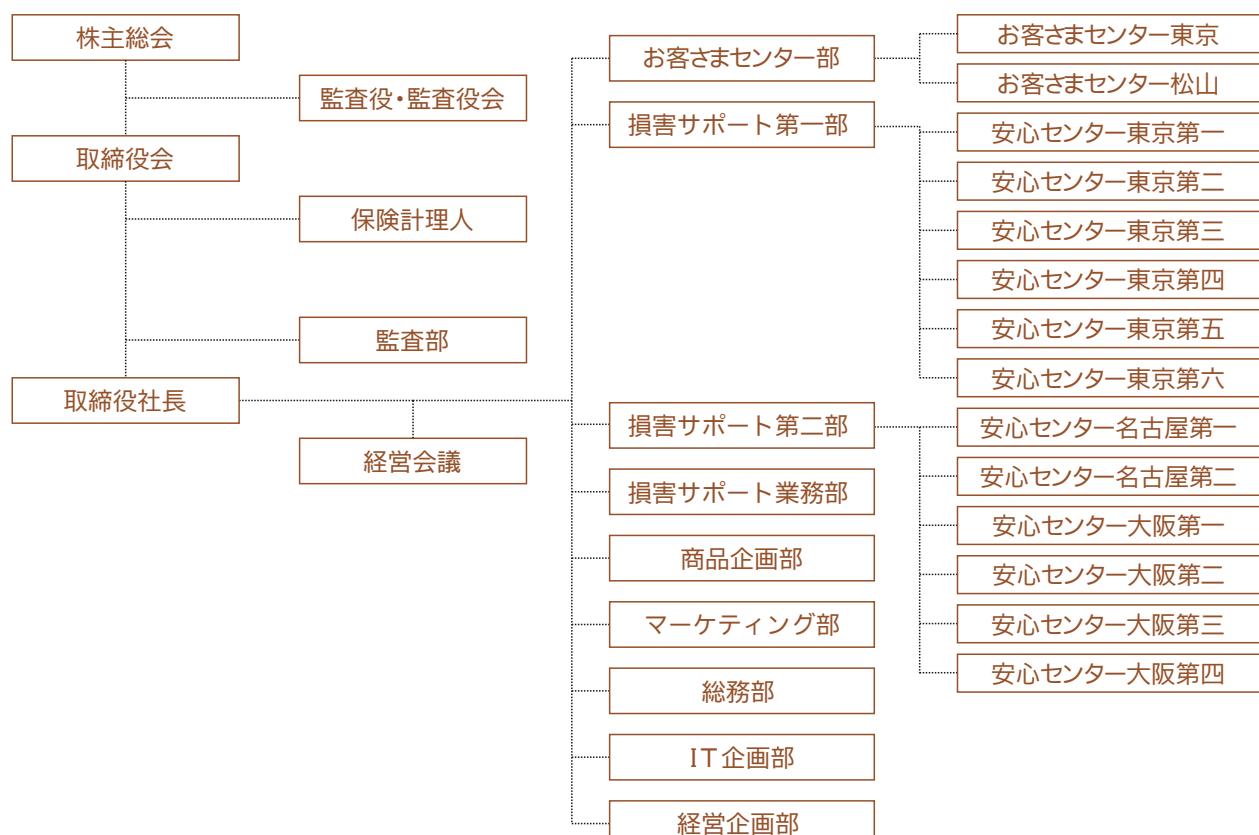
(2019年7月1日現在)

### 4 沿革と組織

#### 1. 会社の沿革

- 1999年 6月 準備会社「物産インシュアランスプランニング株式会社」を設立  
2000年 5月 「三井ダイレクト損害保険株式会社」として損害保険業の事業免許を取得  
2000年 6月 営業を開始  
2000年10月 損保業界初のインターネットを活用した本格的な事故対応サービスをお客さま毎に専用の「Myホームページ」にて開始  
2005年 3月 資本金を200億円とする  
2005年 9月 バイク保険を発売  
2006年 2月 損保業界初の「eサービス割引」(お客さまが保険証券を請求されない場合の割引)の導入  
2006年11月 損保業界初のインターネット専用の医療保険「e入院保険スーパー-plus」を発売  
2007年 3月 資本金を300億円とする  
2007年 6月 インターネット専用の「eドライバー保険」を発売  
2008年 7月 三井住友海上火災保険株式会社の保有する当社株式が三井住友海上グループホールディングス株式会社へ移転され、持株会社体制へ移行  
2010年 3月 資本金を326億円(資本準備金25億円)とする  
2010年 4月 親会社である三井住友海上グループホールディングス株式会社がMS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社へ商号変更  
2012年11月 三井住友海上火災保険株式会社のネット完結型保険(ネットde保険@とらべる、ネットde保険@ごるふ、ネットde保険@ぱいく)の取り扱いを開始  
2014年 4月 三井住友海上火災保険株式会社のネット完結型自転車向け保険(ネットde保険@さいくる)の取り扱いを開始  
2015年 6月 資本金を351億100万円(資本準備金50億100万円)とする  
2015年12月 三井住友海上あいおい生命保険株式会社の医療保険(新医療保険A)の取り扱いを開始  
2016年 6月 資本金を391億600万円(資本準備金90億600万円)とする

#### 2. 組織図 (2019年7月1日現在)



### 3. 店舗所在地 (2019年7月1日現在)

本社	〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3 後楽国際ビル	050-3786-2221
お客さまセンター東京		0120-312-405
お客さまセンター松山	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4-4-3 松山MCビル	0120-312-405
安心センター東京第一		050-3786-1978
安心センター東京第二		03-6730-3120
安心センター東京第三		03-6629-2910
安心センター東京第四	〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3 後楽国際ビル	03-6730-3577
安心センター東京第五		050-3786-1910
安心センター東京第六		050-3786-3531
安心センター名古屋第一	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-14-5 松下中日ビル	052-307-0700
安心センター名古屋第二		052-307-0720
安心センター大阪第一		06-7733-0320
安心センター大阪第二	〒542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋2-1-5 日本生命御堂筋八幡町ビル	06-7733-0300
安心センター大阪第三		06-7733-0310
安心センター大阪第四		06-7733-0301

### 4. 全国ネットワーク (2019年7月1日現在)

指定修理工場ネットワーク	全国約 2,000 カ所
弁護士ネットワーク	全国約 160 事務所
損害サポートネットワーク	全国約 480 カ所
ロードサービスネットワーク	全国約 3,900 カ所

## 5 従業員の状況

### 1. 従業員の状況

(2019年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
545 名	47.1 才	6.7 年	297 千円

- (注) 1. 従業員には使用人兼務取締役、休職者および臨時雇を含んでおりません。  
 2. 平均給与月額は 2019 年 3 月の平均給与月額（時間外手当を含む）であり、賞与を含んでおりません。  
 3. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第 2 位を切り捨てて、小数点第 1 位まで表示しております。

### 2. 採用方針

公正かつ公平な採用を基本方針とし、経営目標達成へ向け、応募者の総合的なポテンシャルを重視した選考を実施し、優秀且つ多様な人財の採用を推進します。

### 3. 人財育成制度

「人が最大の財産」との認識のもと、互いに高め合い育て合う企業風土と、社員が成長し続ける環境を築き、社員教育を計画的かつ効果的に実施するとともに、社員一人ひとりが主体的に成長し続けられるよう、自己学習とキャリア形成を支援しています。また、高い専門性を有する社員の中長期的視点に立った人財育成を推進し「社員力向上」を図っています。

人財育成重点施策	(1) 専門分野研修拡充	社員教育体制	1. 集合研修 ①階層別社員研修／マネージャーから新入社員まで、幅広い階層で研修を実施し、各階層社員の共有すべき価値観や意識の醸成、役割遂行に向けた支援を行っています。 ②課題別研修／全社員必修の課題別研修と役割やキャリアに応じたテーマ別能力開発研修を実施しています。
	(2) 部門 OJT の強化		2. 部門研修／部門毎に必要とされる知識、スキル等が異なるため、各部門にてスキル研修の実施、各種外部講座への派遣、勉強会の開催等を積極的に行ってています。
	(3) 自己啓発支援の強化		3. 職場教育／職場教育 (OJT)・研修 (Off - JT)・自己啓発が連動した三位一体の社員教育体制を重視しています。OJTでは、特に新卒新入社員に対して、専任の OJT 担当者が中心となり、部門全体で指導、育成を行っています。
	(4) 高い専門性を要する分野の社員育成		4. 自己啓発／全社員が受講可能な「三井ダイレクト損保社外通信教育講座」を導入しています。本講座は、語学・各種スキル習得、資格対策等の約 100 講座からなり、各自の学習計画に応じた講座選択が可能となっています。
			5. 高い専門性を有する人財の育成／高い専門性を要する分野については、専門性の確保に配慮した要員配置を行い、専門性の高い人財の育成を行っています。

## II. 当社の主要業務に関する事項

### 1 主要な業務の状況を示す指標の推移

(単位:百万円, %)

項目	年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経 常 収 益		35,363	36,704	37,753	37,965	37,612
経常利益又は経常損失(△)		△ 4,236	△ 5,372	△ 955	451	384
当期純利益又は当期純損失(△)		△ 4,334	△ 5,427	△ 1,004	328	249
資 本 金 の 額		32,600	35,101	39,106	39,106	39,106
(発行済株式総数)	(820千株)	(1,064千株)	(1,598千株)	(1,598千株)	(1,598千株)	(1,598千株)
純 資 産 額		6,817	6,440	13,390	13,670	13,923
総 資 産 額		46,408	51,086	59,987	61,489	60,917
責 任 準 備 金 残 高		19,338	20,066	20,693	21,073	20,563
貸 付 金 残 高		—	—	—	—	—
有 価 証 券 残 高		35,244	38,973	39,510	33,621	42,042
単体ソルベンシー・マージン比率		255.9%	230.4%	431.4%	457.5%	497.6%
配 当 性 向		—	—	—	—	—
従 業 員 数		572名	554名	572名	571名	545名
正 味 収 入 保 険 料		35,053	36,571	37,653	37,873	36,663

(注)「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

### 2 業務の状況を示す指標等

#### 1. 主要な業務の状況

##### ①元受正味保険料

(単位:百万円, %)

種目	年度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		144	0.4	108	0.3	80	0.2
自 動 車		37,143	99.6	37,349	99.7	36,216	99.8
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		37,288	100.0	37,457	100.0	36,296	100.0
従業員1人当たり元受正味保険料		65	—	65	—	66	—

(注) 1. 元受正味保険料は元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものです。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料=元受正味保険料÷従業員数

##### ②正味収入保険料

(単位:百万円, %)

種目	年度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		144	0.4	108	0.3	80	0.2
自 動 車		37,049	98.4	37,261	98.4	36,105	98.5
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		458	1.2	503	1.3	477	1.3
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		37,653	100.0	37,873	100.0	36,663	100.0

(注) 正味収入保険料は元受及び受再契約の保険料から出再契約の再保険料を控除したものです。

##### ③受再正味保険料

(単位:百万円, %)

種目	年度	2016年度		2017年度		2018年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車		11	2.4	11	2.3	11	2.3
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		458	97.6	503	97.7	477	97.7
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		470	100.0	515	100.0	488	100.0

(注) 受再正味保険料は受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものです。

#### ④支払再保険料

(単位:百万円, %)

種目	年度	2016 年度		2017 年度		2018 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車	105	100.0		99	100.0	121	100.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		105	100.0	99	100.0	121	100.0

(注) 支払再保険料は再保険料から再保険返戻金及びその他の再保険収入を控除したものです。

#### ⑤解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年度	2016 年度		2017 年度		2018 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		5		4		4	
自 動 車		277		293		318	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		—	—	—	—	—	—
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		283		297		323	

(注) 解約返戻金は元受解約返戻金及び受再解約返戻金を合計したものです。

#### ⑥保険引受利益

(単位:百万円)

区分	年度	2016 年度		2017 年度		2018 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
保 険 引 受 収 益		37,670		37,892		37,559	
保 険 引 受 費 用		30,627		28,948		28,235	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		8,045		8,555		8,987	
そ の 他 収 支		0		△ 0		△ 0	
保 険 引 受 利 益		△ 1,003		388		336	

(注) 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

#### ⑦正味支払保険金及び正味損害率

(単位:百万円, %)

種目	年度	2016 年度			2017 年度			2018 年度		
		金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率	金額	構成比	正味損害率
火 災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷 害	60	0.2	52.9	56	0.2	65.6	63	0.2	100.7	
自 動 車	25,214	97.9	75.6	24,324	98.0	72.8	24,612	98.0	75.9	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	471	1.8	102.7	442	1.8	87.8	447	1.8	93.8	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計		25,745	100.0	75.9	24,823	100.0	73.0	25,123	100.0	76.2

(注) 1. 正味支払保険金は元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

#### ⑧元受正味保険金

(単位:百万円, %)

種目	年度	2016 年度		2017 年度		2018 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害	60	0.2	56	0.2	63	0.2	100.7
自 動 車	25,242	99.8	24,349	99.8	25,397	99.8	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	—	—	—	—	—	—	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	
合 計		25,302	100.0	24,405	100.0	25,461	100.0

(注) 元受正味保険金は元受保険金から元受保険金戻入を控除したものです。

#### ⑨受再正味保険金

(単位:百万円, %)

種目	年度	2016 年度		2017 年度		2018 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車	7	1.5	7	1.7	7	1.6	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	471	98.5	442	98.3	447	98.4	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	
合 計		478	100.0	450	100.0	454	100.0

(注) 受再正味保険金は受再保険金から受再保険金戻入を控除したものです。

## ⑩回収再保険金

(単位:百万円, %)

種目	年度	2016 年度		2017 年度		2018 年度	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		—	—	—	—	—	—
自 動 車	35	100.0		32	100.0	792	100.0
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	—	—		—	—	—	—
そ の 他	—	—		—	—	—	—
合 計	35	100.0		32	100.0	792	100.0

(注) 回収再保険金は再保険金から再保険金割戻を控除したものです。

## 2. 保険契約に関する指標等

①契約者配当金：該当ありません。

②正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	年度	2016 年度			2017 年度			2018 年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷 害		52.9	57.8	110.7	65.6	80.4	146.0	100.7	181.5	282.2
自 動 車	75.6	22.2	97.8	72.8	23.5	96.3	75.9	25.3	101.2	
自 動 車 損 害 賠 償 責 任	102.7	—	102.7	87.8	—	87.8	93.8	—	93.8	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	75.9	22.0	97.9	73.0	23.3	96.3	76.2	25.3	101.5	

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

③出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	年度	2016 年度			2017 年度			2018 年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災		—	—	—	—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷 害		52.3	59.9	112.2	56.0	67.0	123.0	69.5	125.1	194.6
( 医 療 )		(52.3)	(59.9)	(112.2)	(56.0)	(67.0)	(123.0)	(69.5)	(125.1)	(194.6)
( が ん )		—	—	—	—	—	—	—	—	—
( 介 護 )		—	—	—	—	—	—	—	—	—
( そ の 他 )		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自 動 車	80.0	22.5	102.5	75.0	23.6	98.6	75.8	24.9	100.7	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	79.9	22.6	102.5	75.0	23.8	98.8	75.8	25.2	101.0	

(注) 1. 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率=(支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率=発生損害率+事業費率

5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

④国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分	年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
国 内 契 約		100.0	100.0	100.0
海 外 契 約		—	—	—

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

⑤出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位 5 社の割合

年度	2017 年度	2018 年度
出 再 先 保 険 会 社 の 数	2 (−)	2 (−)
出再保険料のうち上位 5 位の出再先に集中している割合 (%)	100.0 (−)	100.0 (−)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者(ブール出再を含む)を対象にしております。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値をあらわしています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

## ⑥出再保険料の格付ごとの割合

(単位:%)

格付区分	2017 年度	2018 年度
A 以 上	100.0 (−)	100.0 (−)
B B 以 上	—	—
その他(格付なし・不明・B B 以下)	—	—
合 計	100.0 (−)	100.0 (−)

(注) 1. 特約再保険を 1,000 万円以上出再している再保険者を対象としております。ただし、再保険プールを含んでおりません。

格付は、S&P 社の保険財務力格付を使用しております。

2. ( ) 内は、第三分野保険に関する数値をあらわしています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

## ⑦未収再保険金

(単位:百万円)

種目計	2016 年度	2017 年度	2018 年度
1 年度開始時の未収再保険金	4 (−)	4 (−)	4 (−)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	35 (−)	32 (−)	792 (−)
3 当該年度回収等	35 (−)	32 (−)	364 (−)
4 1+2-3 = 年度末の未収再保険金	4 (−)	4 (−)	432 (−)

(注) 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。

2. ( ) 内は、第三分野保険に関する数値をあらわしています。(ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

## 3. 経理に関する指標等

### ①支払備金

(単位:百万円)

種目	年度	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末
火 災		—	—	—
海 上		—	—	—
傷 害		11	13	13
自 動 車	車	23,982	24,625	24,263
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		163	157	155
そ の 他		—	—	—
合 計		24,157	24,796	24,432

### ②責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末
火 災		—	—	—
海 上		—	—	—
傷 害		242	225	193
自 動 車	車	19,892	20,202	19,670
自 動 車 損 害 賠 償 責 任		558	645	698
そ の 他		—	—	—
合 計		20,693	21,073	20,563

### ③責任準備金積立水準

(単位:%)

区分	2017 年度末		2018 年度末	
	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
積立方式	標準責任準備金対象外契約	該当なし	該当なし	該当なし
	積立率	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。

2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。

3. 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記 (1) ~ (3) の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成 8 年大蔵省告示第 48 号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第 68 条第 2 項に定める保険契約以外の保険契約で 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに 2001 年 7 月 1 日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金

(3) 2001 年 7 月 1 日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

#### ④引当金明細表

[2018年度]

(単位:百万円)

区分	2018年度 期首残高	2018年度 増加額	2018年度減少額		2018年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3	3	—	3
	個別貸倒引当金	6	0	—	0
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	104	58	0	—	163
賞与引当金	263	280	263	—	280
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—
価格変動準備金	63	8	—	—	72
合計	442	350	264	9	519

[2017年度]

(単位:百万円)

区分	2017年度 期首残高	2017年度 増加額	2017年度減少額		2017年度末 残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	1	3	—	3
	個別貸倒引当金	2	5	—	6
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	52	52	—	—	104
賞与引当金	262	263	262	—	263
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—
価格変動準備金	56	6	—	—	63
合計	375	332	262	3	442

⑤貸付金償却：該当ありません。

#### ⑥資本金等明細表

資本金等の明細につきましては、54ページの株主資本等変動計算書をご参照ください。

#### ⑦損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。		
計算方法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額		
経常利益の減少額	2018年度	367百万円	(注)異常危険準備金残高の取崩額 -百万円
	2017年度	370百万円	(注)異常危険準備金残高の取崩額 -百万円

(注)自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

#### ⑧事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

区分	年度	2016年度	2017年度	2018年度
人件費		3,610	3,494	3,533
物件費		6,978	7,611	7,998
税金		280	276	269
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金		—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金		—	—	—
諸手数料及び集金費		254	280	300
合計		11,123	11,662	12,100

(注)1. 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計です。

2. 保険契約者保護機構に対する負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づくものです。

## 4. 資産運用に関する指標等

### ①資産運用の概況

(単位:百万円, %)

区分	年度	2016 年度末		2017 年度末		2018 年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
預 貯 金		12,180	20.3	18,067	29.4	7,036	11.6
コ ー ル 口 一 ソ ン		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		39,510	65.9	33,621	54.7	42,042	69.0
貸 付 金		—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物		56	0.1	50	0.1	46	0.1
運 用 資 産 計		51,747	86.3	51,739	84.2	49,125	80.7
総 資 産		59,987	100.0	61,489	100.0	60,917	100.0

### ②利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円, %)

区分	年度	2016 年度		2017 年度		2018 年度	
		収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
コ ー ル 口 一 ソ ン		—	—	—	—	—	—
買 現 先 勘 定		—	—	—	—	—	—
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		—	—	—	—	—	—
買 入 金 銭 債 権		—	—	—	—	—	—
商 品 有 価 証 券		—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託		—	—	—	—	—	—
有 価 証 券		89	0.23	73	0.19	55	0.15
貸 付 金		—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物		—	—	—	—	—	—
小 計		89	0.18	73	0.14	55	0.11
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		89	—	73	—	55	—

(注) 利回りは収入金額／月平均運用額で算出してあります。

③海外投融資残高及び構成比：該当ありません。

④海外投融資利回り：該当ありません。

⑤商品有価証券の平均残高及び売買高：該当ありません。

### ⑥保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円, %)

区分	年度	2016 年度末		2017 年度末		2018 年度末	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
国 債		1,865	4.7	1,656	4.9	901	2.1
地 方 債		21,537	54.5	21,136	62.9	20,158	48.0
社 債		16,107	40.8	10,828	32.2	14,479	34.4
株 式		—	—	—	—	—	—
外 国 証 券		—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	6,503	15.5
合 計		39,510	100.0	33,621	100.0	42,042	100.0

### ⑦保有有価証券利回り

(単位:%)

区分	年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
公 社 債		0.23	0.19	0.16
株 式		—	—	—
外 国 証 券		—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—
合 計		0.23	0.19	0.15

## ⑧有価証券の種類別の残存期間別残高

[2018年度末]

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国 債	債	901	—	—	—	—	—	901
地 方 債	債	6,377	2,561	7,827	3,392	—	—	20,158
社 債	債	1,976	2,836	1,653	3,025	4,988	—	14,479
株 式		—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券		—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	6,503	—	—	—	6,503
合 計		9,254	5,397	15,983	6,417	4,988	—	42,042

[2017年度末]

(単位:百万円)

区分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国 債	債	752	904	—	—	—	—	1,656
地 方 債	債	6,250	7,799	3,603	3,482	—	—	21,136
社 債	債	5,166	3,283	1,650	727	—	—	10,828
株 式		—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券		—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券		—	—	—	—	—	—	—
合 計		12,170	11,987	5,254	4,209	—	—	33,621

⑨業種別保有株式の額：該当ありません。

⑩貸付金の残存期間別の残高：該当ありません。

⑪担保別貸付金残高：該当ありません。

⑫使途別の貸付金残高及び構成比：該当ありません。

⑬業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合：該当ありません。

⑭規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合：該当ありません。

## ⑮有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2016 年度末	2017 年度末	2018 年度末
土 地		—	—	—
營 業 用		( - )	( - )	( - )
賃 貸 用		( - )	( - )	( - )
建 物		56	50	46
營 業 用		(56)	(50)	(46)
賃 貸 用		( - )	( - )	( - )
建 設 仮 勘 定		—	—	—
營 業 用		( - )	( - )	( - )
賃 貸 用		( - )	( - )	( - )
合 計		56	50	46
營 業 用		(56)	(50)	(46)
賃 貸 用		( - )	( - )	( - )
リ 一 ス 資 産		—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 產		310	327	502
有 形 固 定 資 產 合 計		367	377	548

## 5. 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

### 3 責任準備金の残高の内訳

[2018年度末]

(単位:百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		32	52	0	107	—	193
自 動 車		18,513	1,157	—	—	—	19,670
自動車損害賠償責任		698	—	—	—	—	698
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		19,244	1,210	0	107	—	20,563

[2017年度末]

(単位:百万円)

種目	区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火 災		—	—	—	—	—	—
海 上		—	—	—	—	—	—
傷 害		35	48	0	140	—	225
自 動 車		19,008	1,194	—	—	—	20,202
自動車損害賠償責任		645	—	—	—	—	645
そ の 他		—	—	—	—	—	—
合 計		19,689	1,242	0	140	—	21,073

### 4 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

区分	年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
期 首 支 払 備 金		14,382	18,337	22,789	23,989	24,633
前期以前発生事故に係る当期支払保険金		9,894	10,496	9,879	9,318	9,594
前期以前発生事故に係る当期末支払備金		8,985	11,189	11,891	12,571	13,301
当 期 把 握 見 積 り 差 額		△ 4,497	△ 3,348	1,018	2,099	1,737

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

### 5 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

#### ●自動車

(単位:百万円)

事故発生年度	2014 年度			2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
+ 累計支払保険金	事故発生年度末	23,881		26,808			27,463			27,089			26,859		
	1 年 後	25,725	1.08	1,843	25,882	0.97	△ 925	26,494	0.96	△ 968	26,089	0.96	△ 1,000		
	2 年 後	25,492	0.99	△ 232	25,382	0.98	△ 500	25,973	0.98	△ 521					
	3 年 後	25,201	0.99	△ 291	25,205	0.99	△ 176								
	4 年 後	25,116	1.00	△ 85											
最終 損害見積り額		25,116			25,205			25,973			26,089			26,859	
累計保険金		23,861			23,331			22,474			20,469			15,818	
支 払 備 金		1,255			1,874			3,498			5,620			11,040	

#### ●傷害

(単位:百万円)

事故発生年度	2014 年度			2015 年度			2016 年度			2017 年度			2018 年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動									
+ 累計支払保険金	事故発生年度末	71		64			57			58			58		
	1 年 後	70	0.98	△ 1	63	0.99	△ 0	56	0.97	△ 1	57	0.99	△ 0		
	2 年 後	69	0.99	△ 0	63	1.00	0	56	1.00	0					
	3 年 後	70	1.00	0	63	1.00	0								
	4 年 後	71	1.02	1											
最終 損害見積り額		71			63			56			57			58	
累計保険金		71			63			56			57			46	
支 払 備 金		—			—			0			0			11	

#### ●賠償責任 : 該当ありません。

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度 1 年間で変動した額を記載しております。

### III. 財産の状況

#### 1 計算書類

##### 1. 貸借対照表

〈資産の部〉

(単位:百万円, %)

科目	年度 (2018年3月31日現在)	2017年度 (2018年3月31日現在)		2018年度 (2019年3月31日現在)		比較増減
		金額	構成比	金額	構成比	
現金及び預貯金	18,067	29.4	7,036	11.6		△ 11,030
預貯金	18,067		7,036			
有価証券	33,621	54.7	42,042	69.0		8,420
国債	1,656		901			
地方債	21,136		20,158			
社債	10,828		14,479			
その他の中古車	—		6,503			
有形固定資産	377	0.6	548	0.9		170
建物	50		46			
その他の有形固定資産	327		502			
無形固定資産	3,307	5.4	5,076	8.3		1,768
ソフトウェア	2,207		4,601			
その他の無形固定資産	1,100		475			
その他資産	6,124	9.9	6,216	10.2		92
未収保険料	0		0			
再保険貸	—		418			
未収金	3,756		3,589			
未収収益	52		44			
預託金	352		352			
仮払金	1,961		1,811			
その他の資産	1		0			
貸倒引当金	△ 9	△ 0.0	△ 3	△ 0.0		6
資産の部合計	61,489	100.0	60,917	100.0		△ 571

<負債及び純資産の部>

(単位:百万円, %)

科目	年度		2017 年度 (2018年3月31日現在)		比較増減
	金額	構成比	金額	構成比	
( 負 債 の 部 )					
保 険 契 約 準 備 金	45,870	74.6	44,995	73.9	△ 874
支 払 備 金	24,796		24,432		
責 任 準 備 金	21,073		20,563		
そ の 他 負 債	1,422	2.3	1,398	2.3	△ 24
再 保 険 借	1		2		
未 払 法 人 税 等	224		157		
未 払 金	1,171		1,211		
仮 受 金	7		8		
資 産 除 去 債 務	17		17		
退 職 給 付 引 当 金	104	0.2	163	0.3	58
賞 与 引 当 金	263	0.4	280	0.5	16
特 別 法 上 の 準 備 金	63	0.1	72	0.1	8
価 格 変 動 準 備 金	63		72		
繰 延 税 金 負 債	93	0.2	84	0.1	△ 9
負 債 の 部 合 計	47,819	77.8	46,994	77.1	△ 824
( 純 資 産 の 部 )					
株 主 資 本					
資 本 金	39,106	63.6	39,106	64.2	—
資 本 剰 余 金	9,006	14.6	9,006	14.8	—
資 本 準 備 金	9,006		9,006		
利 益 剰 余 金	△ 34,492	△ 56.1	△ 34,243	△ 56.2	249
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 34,492		△ 34,243		
( 繰 越 利 益 剰 余 金 )	( △ 34,492)		( △ 34,243)		
株 主 資 本 合 計	13,619	22.1	13,868	22.8	249
評 価 ・ 換 算 差 額 等					
その他の有価証券評価差額金	50	0.1	54	0.1	3
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	50	0.1	54	0.1	3
純 資 産 の 部 合 計	13,670	22.2	13,923	22.9	253
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	61,489	100.0	60,917	100.0	△ 571

(注) 1 . 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

2 . 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。

3 . 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定及び償却・引当規程に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定及び償却・引当規程に基づき、各資産を所管する部署が資産査定を実施し、当該部門から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

4 . 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

5 . 賞与引当金は従業員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。

6 . 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

7 . 消費税等の会計処理は税込方式によっております。

8 . 自社利用のソフトウェアの償却については、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

9 . 有形固定資産の減価償却累計額は 616 百万円であります。

10. 関係会社に対する金銭債権額は 21 百万円、金銭債務額は 0 百万円であります。
11. 繰延税金資産の総額は 4,069 百万円、繰延税金負債の総額は 84 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当金として控除した額は 4,069 百万円であります。
- 繰延税金資産の発生した主な原因別の内訳は、繰越欠損金 2,380 百万円、支払備金 1,129 百万円、責任準備金（自動車損害賠償責任保険を除く）338 百万円であります。
- 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額は 2,380 百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は 1,689 百万円であります。
- 繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金 63 百万円、その他有価証券に係る評価差額金 21 百万円であります。
- 繰延税金資産から評価性引当額として控除された額は前事業年度より 179 百万円減少しており、主な要因は、税務上の繰越欠損金に関する当事業年度末の繰越控除の適用 110 百万円及び繰越期限切れ 181 百万円に伴う評価性引当額の減少 292 百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の増加 112 百万円であります。
- 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (※)	—	—	—	1	1,057	1,322	2,380
評価性引当額	—	—	—	△ 1	△ 1,057	△ 1,322	△ 2,380
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第 3 項から第 5 項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注 8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注 9）に記載された内容を追加しております。

12. 支払備金及び責任準備金の内訳は以下のとおりであります。

(1) 支払備金の内訳

支払備金（出再支払備金控除前、(口) に掲げる保険を除く）	24,380 百万円
同上にかかる出再支払備金	102 百万円
差引（イ）	24,277 百万円
自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（口）	155 百万円
計（イ+口）	24,432 百万円

(2) 責任準備金の内訳

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	18,568 百万円
同上にかかる出再責任準備金	22 百万円
差引（イ）	18,545 百万円
その他責任準備金（口）	2,017 百万円
計（イ+口）	20,563 百万円

13. 金融商品に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、保有する資産が保険契約者等に対する責任を履行するための原資であることに鑑み、資産の健全性と安定的な収益の確保を図ることを目的とし、金融商品を活用した資産運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融商品は、主に国内円建債券を含む有価証券であり、その他に国内円建預金を保有しております。なお、債券については「その他有価証券」に区分しております。

金融商品に係るリスクは、金利の変動を主因とする市場リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

取引全般に係る権限規程及びリスク管理方針・諸規程を定め、これらに基づいて取引を行うとともに、取引の執行部門とは別にリスク管理部門を設置し、組織的な牽制を行っております。さらに、リスク管理部門がリスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

1) 市場リスクの管理

資産運用リスクに係る管理規程等に従い、保有資産の特性を踏まえた金利感応度分析等によるリスク管理を実施しております。

2) 信用リスクの管理

資産運用リスクに係る管理規程等に従ってリスク管理を行うこととしております。

3) 流動性リスクの管理

流動性リスクに係る管理規程等に従い、取引の執行部門とリスク管理部門にて管理しております。また、資金繰りの状況を逼迫度に応じて区分し、各区分に応じた対応を定めて管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づいております。なお、市場価格がない場合には合理的に算定された価額によることとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	7,036	7,036	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	42,042	42,042	—
資産計	49,078	49,078	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預貯金

預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

取引所の価格又は取引金融機関から提示された時価によっております。

14. 1株当たりの純資産額は、8,712円96銭であります。算定上の基礎である当期純資産額は13,923百万円、当事業年度末における発行済株式数は普通株式1,598千株であります。

15. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けているほか、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	163百万円
退職給付引当金	163百万円

②退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.27%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、33百万円であります。

16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2. 損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2017年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	比較増減
		金額	金額	
経常損益の部	経常収益	37,965	37,612	△ 353
	保険引受収益	37,892	37,559	△ 332
	正味収入保険料	37,873	36,663	△ 1,210
	積立保険料等運用益	18	22	3
	支払備金戻入額	—	363	363
	責任準備金戻入額	—	510	510
	資産運用収益	59	32	△ 26
	利息及び配当金収入	73	55	△ 18
	有価証券売却益	4	—	△ 4
	積立保険料等運用益振替	△ 18	△ 22	△ 3
	その他経常収益	14	19	5
	経常費用	37,514	37,227	△ 286
	保険引受費用	28,948	28,235	△ 712
	正味支払保険金	24,823	25,123	300
	損害調査費	2,825	2,811	△ 13
	諸手数料及び集金費	280	300	19
特別損益の部	支払備金繰入額	638	—	△ 638
	責任準備金繰入額	380	—	△ 380
	資産運用費用	0	—	△ 0
	有価証券売却損	0	—	△ 0
	営業費及び一般管理費	8,556	8,988	432
	その他経常費用	8	2	△ 5
	貸倒引当金繰入額	5	—	△ 5
	その他の経常費用	2	2	0
	経常利益	451	384	△ 66
	特別利益	—	—	—
固定資産処分損	特別損失	6	15	8
	固定資産処分損	0	6	6
	価格変動準備金繰入額	6	8	1
	税引前当期純利益	445	369	△ 75
法人税及び住民税	法人税及び住民税	123	131	7
	法人税等調整額	△ 6	△ 10	△ 4
	法人税等合計	117	120	3
当期純利益		328	249	△ 78

(注)

1. 関係会社との取引による費用総額は 77 百万円、収益総額は 6 百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料 36,784 百万円

支払再保険料 121 百万円

差引 36,663 百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金 25,916 百万円

回収再保険金 792 百万円

差引 25,123 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費 308 百万円

出再保険手数料 8 百万円

差引 300 百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) △ 275 百万円

同上にかかる出再支払備金繰入額 86 百万円

差引(イ) △ 361 百万円

自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口) △ 1 百万円

計(イ+ロ) △ 363 百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前) △ 499 百万円

同上にかかる出再責任準備金繰入額 △ 0 百万円

差引(イ) △ 498 百万円

その他責任準備金繰入額(口) △ 11 百万円

計(イ+ロ) △ 510 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息 0 百万円

有価証券利息・配当金 55 百万円

計 55 百万円

3. 1 株当たりの当期純利益は、156 円 15 銭であります。算定上の基礎である当期純利益は 249 百万円、期中平均株式数は普通株式 1,598 千株であります。

4. 当期における法定実効税率は 28.00%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 32.55% であり、その差異の主要な内訳は、評価性引当額等の減少△ 52.02%、繰越欠損金の期限切れ 49.18%、住民税均等割 3.81%、役員報酬等の損金不算入額 1.86%、過年度法人税等 1.74% であります。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	2017年度	2018年度	比較増減
		金額	金額	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益（△は損失）		445	369	△ 75
減価償却費		910	1,086	175
支払備金の増減額（△は減少）		638	△ 363	△ 1,002
責任準備金の増減額（△は減少）		380	△ 510	△ 890
貸倒引当金の増減額（△は減少）		5	△ 6	△ 11
退職給付債務の増加額		52	58	5
価格変動準備金の増減額（△は減少）		6	8	1
利息及び配当金収入		△ 73	△ 55	18
有価証券関係損益（△は益）		△ 3	—	3
有形固定資産関係損益（△は益）		0	6	6
無形固定資産関係損益（△は益）		0	0	0
未収金増減額（△は増加）		△ 425	166	592
その他資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は増加）		△ 80	△ 267	△ 187
その他負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は減少）		133	70	△ 62
小計		1,990	564	△ 1,426
利息及び配当金の受取額		300	259	△ 41
法人税等の支払額		△ 16	△ 190	△ 174
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,274	632	△ 1,642
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 6,486	△ 20,724	△ 14,238
有価証券の売却・償還による収入		12,090	12,112	21
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		5,604 (7,879)	△ 8,612 (△ 7,979)	△ 14,216 (△ 15,858)
有形固定資産の取得による支出		△ 183	△ 274	△ 91
無形固定資産の取得による支出		△ 1,809	△ 2,777	△ 967
預託金の取得による支出		△ 1	△ 0	0
預託金の返還による収入		1	1	△ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,611	△ 11,663	△ 15,275
財務活動によるキャッシュ・フロー				
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		5,886	△ 11,030	△ 16,917
現金及び現金同等物期首残高		11,980	17,867	5,886
現金及び現金同等物期末残高		17,867	6,836	△ 11,030

(注) 1. キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヶ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

2. 現金及び現金同等物の当事業年度末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(2019年3月31日現在)

現金及び預貯金	7,036 百万円
有価証券	42,042 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 200 百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 42,042 百万円
現金及び現金同等物	6,836 百万円

3. 重要な非資金取引は該当ありません。

4. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

#### 4. 株主資本等変動計算書

[2018年度]

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計				
		資本準備金	その他利益剰余金					
当期首残高	39,106	9,006	△ 34,492	13,619	50	13,670		
当期変動額								
当期純利益	—	—	249	249	—	249		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	3	3		
当期変動額合計	—	—	249	249	3	253		
当期末残高	39,106	9,006	△ 34,243	13,868	54	13,923		

(注) 1. 当事業年度末における種類ごとの発行済株式数は次のとおりであります。

(単位:株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,598,000	—	—	1,598,000
発行済株式合計	1,598,000	—	—	1,598,000

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。

- 3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。
- 4. 当事業年度末後において剰余金の配当を行う予定はありません。
- 5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

[2017年度]

(単位:百万円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計				
		資本準備金	その他利益剰余金					
当期首残高	39,106	9,006	△ 34,820	13,291	99	13,390		
当期変動額								
当期純利益	—	—	328	328	—	328		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	△ 48	△ 48		
当期変動額合計	—	—	328	328	△ 48	279		
当期末残高	39,106	9,006	△ 34,492	13,619	50	13,670		

(注) 1. 当事業年度末における種類ごとの発行済株式数は次のとおりであります。

(単位:株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,598,000	—	—	1,598,000
発行済株式合計	1,598,000	—	—	1,598,000

2. 当事業年度末における自己株式の保有はありません。

- 3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式はありません。
- 4. 当事業年度末後において剰余金の配当を行う予定はありません。
- 5. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

## 2 リスク管理債権

### 1. 破綻先債権

該当ありません。

### 2. 延滞債権

該当ありません。

### 3. 3ヵ月以上延滞債権

該当ありません。

### 4. 貸付条件緩和債権

該当ありません。

## 3 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

## 4 債務者区分に基づいて区分された債権

### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

該当ありません。

### 2. 危険債権

該当ありません。

### 3. 要管理債権

該当ありません。

### 4. 正常債権

該当ありません。

## 5 保険会社に係る保険金等の支払い能力の充実の状況(単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

区分	年度	2017 年度	2018 年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		14,992	15,222
資本金又は基金等		13,619	13,868
価格変動準備金		63	72
危険準備金		0	0
異常危険準備金		1,242	1,210
一般貸倒引当金		3	3
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)		63	68
土地の含み損益		—	—
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		—	—
(B) 単体リスクの合計額 [ $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$ ]		6,553	6,117
一般保険リスク ( $R_1$ )		5,978	5,516
第三分野保険の保険リスク ( $R_2$ )		—	—
予定利率リスク ( $R_3$ )		0	0
資産運用リスク ( $R_4$ )		853	1,031
経営管理リスク ( $R_5$ )		213	205
巨大災害リスク ( $R_6$ )		300	300
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B) × 1/2] × 100		457.5%	497.6%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条(単体ソルベンシー・マージン)及び第 87 条(単体リスク)並びに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出された比率です。

### 単体ソルベンシー・マージン比率について

●損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

●この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))であります。

#### 通常の予測を超える危険

保険引受上の危険(\*1)、予定利率上の危険(\*2)、資産運用上の危険(\*3)、経営管理上の危険(\*4)、巨大災害に係る危険(\*5)の総額

- \* 1 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
- \* 2 予定利率上の危険(予定利率リスク): 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- \* 3 資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- \* 4 経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記\*1～\*3 及び\*5 以外のもの
- \* 5 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク): 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

#### 損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力(単体ソルベンシー・マージン総額)

損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額

●単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標の一つでありますが、その数値が 200% 以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

## 6 時価情報等(取得価額又は契約価額、時価及び評価損益)

### 1. 有価証券

#### ①売買目的有価証券

該当ありません。

#### ②満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

#### ③その他有価証券で時価のあるもの

[2018年度]

(単位:百万円)

区分	2018年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	29,545	29,631
	株式	—	—
	外国証券	—	—
	その他	6,500	6,503
	小計	36,045	36,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	5,920	5,907
	株式	—	—
	外国証券	—	—
	その他	—	—
	小計	5,920	5,907
合計		41,966	42,042
			75

[2017年度]

(単位:百万円)

区分	2017年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	30,564	30,638
	株式	—	—
	外国証券	—	—
	その他	—	—
	小計	30,564	30,638
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	2,986	2,982
	株式	—	—
	外国証券	—	—
	その他	—	—
	小計	2,986	2,982
合計		33,551	33,621
			70

#### ④時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

該当ありません。

### 2. 金銭の信託

該当ありません。

### 3. デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)

該当ありません。

### 4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当ありません。

### 5. 先物外国為替取引

該当ありません。

### 6. 有価証券関連デリバティブ取引(7.に掲げるものを除く)

該当ありません。

### 7. 金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

(国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る)

該当ありません。

## 7 その他

- 当社は、会社法第436条第2項第1号に基づき、計算書類及び計算書類に係る附属明細書について、会計監査人（有限責任あずさ監査法人）による監査を受けております。
- 「当社及び子会社等の概況」、「当社及び子会社等の主要な業務」、「当社及び子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況」については該当ありません。

### 確認書

2019年7月

三井ダイレクト損害保険株式会社  
取締役社長 宮本 晃雄

1. 本ディスクロージャー誌に記載の財務諸表について確認したところ、全ての重要な点において虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。
2. 本ディスクロージャー誌に記載の財務諸表が、所定の手続きにより適正に作成されたこと、及びこれに係る内部監査が有効に実施されたことを確認しました。

以上

## 損害保険用語の解説

### 力

#### 価格変動準備金

保険会社が「所有する株式・債券等の価格変動による損失」に備えるための準備金です。

#### 過失相殺

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて加害者の損害賠償額を減額することです。

#### 急激かつ偶然な外來の事故

突然的に発生する予知できない事故であり、損害の原因が外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故等が挙げられます。

#### 告知義務

保険契約の締結に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めるものについて、事実を正確にお申し出いただく義務のことです。

### サ

#### 再保険

保険会社が危険の分散を図るため、自社が引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。再保険に出すことを出再、再保険を引き受けることを受再といいます。

#### 時価（額）

同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から、経過年数や使用による消耗分を控除して算出した金額です。

#### 事業費

保険会社が事業を行う上の費用で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸手数料及び集金費」を総称しています。

#### 支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことです。

#### 正味収入保険料

保険契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）から積立保険料相当分を控除し、再保険料を加減（出再保険料を控除し、受再保険料を加える）したもので、会社が引き受けた危険に対応する保険料のことです。

#### 責任準備金

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、保険会社があらかじめ積み立てておく準備金です。責任準備金には、「普通責任準備金」、「異常危険準備金」、「危険準備金」、「払戻積立金」、「契約者配当準備金」等があります。

**全損**

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような損害のことです。前者を現実全損（絶対全損ともいいます）、後者を経済的全損といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

**損害てん補**

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことです。

**損害保険料率算出機構**

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された料率算出団体です。

同団体においては、火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率及び自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出、並びに自動車損害賠償責任保険の損害調査業務を主要な業務としています。

**損害率**

収入保険料に対する支払った保険金の割合のこと、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

**タ****大数の法則**

サイコロを振って 1 の目が出る確率は、振る回数を増やすべば増やすほど 6 分の 1 に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、ある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

**通知義務**

保険契約の締結後に、保険会社が告知を求めた事項に変更が生じた場合に、保険会社に連絡していただく義務のことです。

**手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関**

一般社団法人日本損害保険協会「そんぽ ADR センター」のことです。詳しくは、27 ページをご覧ください。

**ハ****被保険者**

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人のことです。保険契約者と同一のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

**被保険利益**

ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするため、その契約が有効に成立するには、被保険利益の存在が前提となります。

**分損**

保険の対象の一部に損害が生じた場合のこと、全損に至らない損害のことです。

**法律によって付保が義務づけられている保険**

「自動車損害賠償保障法」に基づく自動車損害賠償責任保険等があります。

**保険価額**

被保険利益を金銭に評価した額であり、保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額のことです。

**保険期間**

保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことです。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、通常は、保険期間中であっても保険料が払込まれるまでは保険会社の責任は開始しないと定められています。

**保険金**

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

**保険金額**

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額であり、その金額は、保険契約者と保険会社の契約によって定められます。

**保険契約者**

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人です。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負います。

**保険契約準備金**

保険契約に基づく保険金支払等の責任を果たすために保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

**保険事故**

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷等がその例です。

**保険の目的**

保険を付ける対象のことです。火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車等がこれにあたります。

**保険引受利益**

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費、満期返戻金等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものです。なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額等です。

**保険約款**

保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）とがあります。

**保険料**

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者にお支払いいただく金銭のことです。

**マ****免責金額**

自己負担額のことです。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定します。

**免責条項**

保険をお支払いできない場合について定めた条項のことです。保険約款の条文に「保険金を支払わない場合」等の見出しが付けられています。

**元受保険**

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してその保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

## 【事故にあわれた方】

### 事故のご連絡

事故受付センター 電話番号 0120-258-312

受付時間 24時間365日

## 【自動車保険・バイク保険・ドライバー保険】

### インターネットでのお見積り・お申し込み

ホームページ [www.mitsui-direct.co.jp](http://www.mitsui-direct.co.jp)

### 電話でのお見積り・お申し込み、各種お問い合わせ

お客さまセンター 電話番号 0120-312-405

受付時間 (平日) 9:00~22:00 (土日祝) 9:00~18:00

※ドライバー保険のお見積り、お申し込みはホームページ ([www.mitsui-direct.co.jp](http://www.mitsui-direct.co.jp)) のみの受付となります。

### メールでの各種お問い合わせ

お客さまセンター メールアドレス [app@mitsui-direct.co.jp](mailto:app@mitsui-direct.co.jp)

## 【医療保険】

### 各種お問い合わせ

お客さまセンター メールアドレス [app@mitsui-direct.co.jp](mailto:app@mitsui-direct.co.jp)

電話番号 0120-312-830

受付時間 (平日) 9:00~18:00 (土日祝) 休み

※医療保険の新規契約の受付は2015年10月30日をもちまして終了させていただきました。

三井ダイレクト損害保険の現状2019  
2019年7月発行

三井ダイレクト損害保険株式会社 経営企画部  
〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3 後楽国際ビル  
電話 050-3786-2221 (代表)

[www.mitsui-direct.co.jp](http://www.mitsui-direct.co.jp)

立ちどまらない保険。  
**三井ダイレクト損保**  
MS&AD INSURANCE GROUP

みんなの文字®

この制作物は、みんなの文字を使用しています。みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。

